

社会保険労務士試験

2024

過去問テキスト

令和4年

AGAROOT
ACADEMY

目 次

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法	
〔問 1〕	2
労働者災害補償保険法	
〔問 2〕	6
雇用保険法	
〔問 3〕	10
労務管理その他の労働に関する一般常識	
〔問 4〕	14
社会保険に関する一般常識	
〔問 5〕	18
健康保険法	
〔問 6〕	22
厚生年金保険法	
〔問 7〕	26
国民年金法	
〔問 8〕	30

択一式

労働基準法及び労働安全衛生法	
〔問 1〕	35
〔問 2〕	37
〔問 3〕	41
〔問 4〕	45
〔問 5〕	47
〔問 6〕	49
〔問 7〕	53
〔問 8〕	57
〔問 9〕	61

〔問 10〕	65
労働者災害補償保険法	
〔問 1〕	67
〔問 2〕	71
〔問 3〕	73
〔問 4〕	75
〔問 5〕	77
〔問 6〕	79
〔問 7〕	81
〔問 8〕	83
〔問 9〕	85
〔問 10〕	89
雇用保険法	
〔問 1〕	91
〔問 2〕	93
〔問 3〕	95
〔問 4〕	97
〔問 5〕	99
〔問 6〕	103
〔問 7〕	105
〔問 8〕	107
〔問 9〕	110
〔問 10〕	113
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	
〔問 1〕	115
〔問 2〕	117
〔問 3〕	119
〔問 4〕	121
〔問 5〕	125
〔問 6〕	127
〔問 7〕	129

〔問 8〕	131
〔問 9〕	133
〔問 10〕	135
健康保険法	
〔問 1〕	139
〔問 2〕	141
〔問 3〕	143
〔問 4〕	145
〔問 5〕	147
〔問 6〕	151
〔問 7〕	155
〔問 8〕	158
〔問 9〕	161
〔問 10〕	163
厚生年金保険法	
〔問 1〕	167
〔問 2〕	169
〔問 3〕	171
〔問 4〕	173
〔問 5〕	177
〔問 6〕	179
〔問 7〕	181
〔問 8〕	183
〔問 9〕	185
〔問 10〕	187
国民年金法	
〔問 1〕	191
〔問 2〕	193
〔問 3〕	195
〔問 4〕	197
〔問 5〕	199

〔問 6〕	201
〔問 7〕	203
〔問 8〕	205
〔問 9〕	207
〔問 10〕	209

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法第20条により、いわゆる解雇予告手当を支払うことなく9月30日の終了をもって労働者を解雇しようとする使用者は、その解雇の予告は、少なくとも A までに行わなければならない。
- 2 最高裁判所は、全国的規模の会社の神戸営業所勤務の大学卒業担当従業員に対する名古屋営業所への転勤命令が権利の濫用に当たるといえることができるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきであるが、転勤、特に転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えずにはおかないから、使用者の転勤命令権は無制約に行使用することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が B なされたものであるとき若しくは労働者に対し通常 C ととき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。右の業務上の必要性についても、当該転勤先への異動が余人をもつては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである。」

- 3 労働安全衛生法第59条において、事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないが、この教育は、 D についても行わなければならないとされている。
- 4 労働安全衛生法第3条において、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、 E と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。」と規定されている。

選択肢

- ① 8月30日
- ② 8月31日
- ③ 9月1日
- ④ 9月16日
- ⑤ 行うべき転居先の環境の整備をすることなくなされたものである
- ⑥ 快適な職場環境の実現
- ⑦ 甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである
- ⑧ 現在の業務に就いてから十分な期間をおくことなく
- ⑨ 他の不当な動機・目的をもって
- ⑩ 当該転勤先への異動を希望する他の労働者がいるにもかかわらず
- ⑪ 配慮すべき労働条件に関する措置が講じられていない
- ⑫ 予想し得ない転勤命令がなされたものである
- ⑬ より高度な基準の自主設定
- ⑭ 労働災害の絶滅に向けた活動
- ⑮ 労働災害の防止に関する新たな情報の活用
- ⑯ 労働者が90日以上欠勤等により業務を休み、その業務に復帰したとき
- ⑰ 労働者が再教育を希望したとき
- ⑱ 労働者が労働災害により30日以上休業し、元の業務に復帰したとき
- ⑲ 労働者に対する事前の説明を経ることなく
- ⑳ 労働者の作業内容を変更したとき

問1

- A ② 8月31日
- B ⑨ 他の不当な動機・目的をもって
- C ⑦ 甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである
- D ⑳ 労働者の作業内容を変更したとき
- E ⑥ 快適な職場環境の実現

本問1は、解雇の予告に関する問題で労働基準法20条からの出題である。

労働基準法第20条により、いわゆる解雇予告手当を支払うことなく9月30日の終了をもって労働者を解雇しようとする使用者は、その解雇の予告は、少なくとも30日前である8月31日までに行わなければならない。

本問2は、使用者による労働者の配置転換の権利に関する問題で、最二小昭61.7.14東亜ペイント事件からの出題である。

最高裁判所は、全国的規模の会社の神戸営業所勤務の大学卒営業担当従業員に対する名古屋営業所への転勤命令が権利の濫用に当たるといえることができるかが問題となった事件において、次のように判示した。

「使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきであるが、転勤、特に転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えずにはおかないから、使用者の転勤命令権は無制約に行使用することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。右の業務上の必要性についても、当該転勤先への異動が余人をもつては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存

在を肯定すべきである。」

本問3は、雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育に関する問題で労働安全衛生法59条1項、2項からの出題である。

労働安全衛生法第59条において、事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないが、この教育は、労働者の作業内容を変更したときについても行わなければならないとされている。

本問4は、事業者等の責務に関する問題で労働安全衛生法3条1項からの出題である。

労働安全衛生法第3条において、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」と規定されている。

労働者災害補償保険法

〔問2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 業務災害により既に1下肢を1センチメートル短縮していた（13級の8）者が、業務災害により新たに同一下肢を3センチメートル短縮（10級の7）し、かつ1手の小指を失った（12級の8の2）場合の障害等級は A 級であり、新たな障害につき給付される障害補償の額は給付基礎日額の B 日分である。

なお、8級の障害補償の額は給付基礎日額の503日分、9級は391日分、10級は302日分、11級は223日分、12級は156日分、13級は101日分である。

- 2 最高裁判所は、中小事業主が労災保険に特別加入する際に成立する保険関係について、次のように判示している（作題に当たり一部改変）。

労災保険法（以下「法」という。）が定める中小事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険の保険関係（以下「保険関係」という。）を前提として、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を C とみなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可能とする制度である。そして、法第3条第1項、労働保険徴収法第3条によれば、保険関係は、労働者を使用する事業について成立するものであり、その成否は当該事業ごとに判断すべきものであるところ、同法第4条の2第1項において、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項の中に「事業の行われる場所」が含まれており、また、労働保険徴収法施行規則第16条第1項に基づき労災保険率の適用区分である同施行規則別表第1所定の事業の種類の詳細を定める労災保険率適用事業細目表において、同じ建設事業に附帯して行われる事業の中でも当該建設事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区別がされているものがあることなどに鑑みると、保険関係の成立する事業は、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものと解される。そうすると、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の

事業」という。)を行う事業主については、個々の建設等の現場における建築工事等の業務活動と本店等の事務所を拠点とする営業、経営管理その他の業務活動とがそれぞれ別個の事業であって、それぞれその業務の中に **D** を前提に、各別に保険関係が成立するものと解される。

したがって、建設の事業を行う事業主が、その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは、営業等の事業につき保険関係の成立する余地はないから、営業等の事業について、当該事業主が特別加入の承認を受けることはできず、**E** に起因する事業主又はその代表者の死亡等に関し、その遺族等が法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきである。

選択肢

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 8 | ② 9 |
| ③ 10 | ④ 11 |
| ⑤ 122 | ⑥ 201 |
| ⑦ 290 | ⑧ 402 |
| ⑨ 営業等の事業に係る業務 | |
| ⑩ 建設及び営業等以外の事業に係る業務 | |
| ⑪ 建設及び営業等の事業に係る業務 | ⑫ 建設の事業に係る業務 |
| ⑬ 事業主が自ら行うものがあること | |
| ⑭ 事業主が自ら行うものがないこと | |
| ⑮ 使用者 | ⑯ 特別加入者 |
| ⑰ 一人親方 | ⑳ 労働者 |
| ⑲ 労働者を使用するものがあること | |
| ⑳ 労働者を使用するものがないこと | |

問2

- A ② 9
- B ⑦ 290
- C ⑩ 労働者
- D ⑱ 労働者を使用するものがあること
- E ⑨ 営業等の事業に係る業務

本問1は、障害補償給付における併合繰上げ及び加重に関する問題で、労働者災害補償保険法施行規則14条3項、5項からの出題である。

業務災害により既に1下肢を1センチメートル短縮していた（障害等級第13級相当、障害補償一時金は給付基礎日額の101日分）が、業務災害により新たに同一下肢を3センチメートル短縮（障害等級第10級相当、障害補償一時金は給付基礎日額の302日分）し、かつ1手の小指を失った（障害等級第12級相当、障害補償一時金は給付基礎日額の156日分）場合の障害等級は、第13級以上に該当する身体障害が2つ以上（第10級及び第12級）ある場合の併合繰上げにおける障害等級の繰上げ方法により重い方を1級繰上げた9級であり、新たな障害につき給付される障害補償の額は、既存の障害等級に応じた障害補償給付（障害等級第13級相当、障害補償一時金は給付基礎日額の101日分）と現在の障害等級に応じた障害補償給付（障害等級第9級相当、障害補償一時金は給付基礎日額の391日分）の差額が支給されるため、給付基礎日額の290日分である。

本問2は、中小事業主等の特別加入に対する保険給付に関する問題で、最二小平24.2.24労働災害補償金不支給決定処分取消請求事件からの出題である。

最高裁判所は、中小事業主が労災保険に特別加入する際に成立する保険関係について、次のように判示している。

法が定める中小事業主の特別加入の制度は、保険関係を前提として、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を労働者とみなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可能とする制度である。そして、法第3条第1項、労働保険徴収法第3条によれば、保険関係は、労働者を使用する事業について成立するものであり、その成否は当該事業ごとに判断すべきものであるとこ

る、同法第4条の2第1項において、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項の中に「事業の行われる場所」が含まれており、また、労働保険徴収法施行規則第16条第1項に基づき労災保険率の適用区分である同施行規則別表第1所定の事業の種類の詳細を定める労災保険率適用事業細目表において、同じ建設事業に附帯して行われる事業の中でも当該建設事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区別がされているものがあることなどに鑑みると、保険関係の成立する事業は、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものと解される。そうすると、建設の事業を行う事業主については、個々の建設等の現場における建築工事等の業務活動と本店等の事務所を拠点とする営業、経営管理その他の業務活動とがそれぞれ別個の事業であって、それぞれその業務の中に労働者を使用するものがあることを前提に、各別に保険関係が成立するものと解される。

したがって、建設の事業を行う事業主が、その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは、営業等の事業につき保険関係の成立する余地はないから、営業等の事業について、当該事業主が特別加入の承認を受けることはできず、営業等の事業に係る業務に起因する事業主又はその代表者の死亡等に関し、その遺族等が法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきである。

雇用保険法

〔問3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 雇用保険法第13条の算定対象期間において、完全な賃金月が例えば12あるときは、 A に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を180で除して得た額を賃金日額とするのが原則である。賃金日額の算定は B に基づいて行われるが、同法第17条第4項によって賃金日額の最低限度額及び最高限度額が規定されているため、算定した賃金日額が2,500円のときの基本手当日額は C となる。

なお、同法第18条第1項、第2項の規定による賃金日額の最低限度額（自動変更対象額）は2,540円、同法同条第3項の規定による最低賃金日額は2,577円とする。

2 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金に関して、具体例で確認すれば、平成25年中に教育訓練給付金を受給した者が、次のアからエまでの時系列において、いずれかの離職期間中に開始した教育訓練について一般教育訓練に係る給付金の支給を希望するとき、平成26年以降で最も早く支給要件期間を満たす離職の日は D である。ただし、同条第5項及び同法施行規則第101条の2の9において、教育訓練給付金の額として算定された額が E ときは、同給付金は支給しないと規定されている。

ア 平成26年6月1日に新たにA社に就職し一般被保険者として就労したが、平成28年7月31日にA社を離職した。このときの離職により基本手当を受給した。

イ 平成29年9月1日に新たにB社へ就職し一般被保険者として就労したが、平成30年9月30日にB社を離職した。このときの離職により基本手当を受給した。

ウ 令和元年6月1日にB社へ再度就職し一般被保険者として就労したが、令和3年8月31日にB社を離職した。このときの離職では基本手当を受給しなかった。

エ 令和4年6月1日にB社へ再度就職し一般被保険者として就労したが、令

和5年7月31日にB社を離職した。このときの離職では基本手当を受給しなかった。

選択肢

A	① 最後の完全な6賃金月 ③ 中間の完全な6賃金月	② 最初の完全な6賃金月 ④ 任意の完全な6賃金月
B	① 雇用保険被保険者資格取得届 ③ 雇用保険被保険者証	② 雇用保険被保険者資格喪失届 ④ 雇用保険被保険者離職票
C	① 1,270円 ③ 2,032円	② 1,288円 ④ 2,061円
D	① 平成28年7月31日 ③ 令和3年8月31日	② 平成30年9月30日 ④ 令和5年7月31日
E	① 2,000円を超えない ③ 4,000円を超えない	② 2,000円を超える ④ 4,000円を超える

問3

- A ① 最後の完全な6賃金月
- B ④ 雇用保険被保険者離職票
- C ④ 2,061円
- D ③ 令和3年8月31日
- E ③ 4,000円を超えない

本問1は、算定対象期間、賃金日額及び基本手当の日額に関する問題で、雇用保険法13条、16条及び17条からの出題である。

雇用保険法第13条の算定対象期間において、完全な賃金月が例えば12あるときは、最後の完全な6賃金月に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を180で除して得た額を賃金日額とするのが原則である。賃金日額の算定は雇用保険被保険者離職票に基づいて行われるが、同法第17条第4項によって賃金日額の最低限度額及び最高限度額が規定されているため、算定した賃金日額が2,500円のときの基本手当日額は、賃金日額の下限度額である2,577円に給付率100分の80を乗じて得た額（小数点以下切捨て）の2,061円となる。

本問2は、教育訓練給付金に関する問題で、雇用保険法60条の2ほかからの出題である。

雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金に関して、具体例で確認すれば、平成25年中に教育訓練給付金を受給した者が、アからエ（解答解説は略）までの時系列において、いずれかの離職期間中に開始した教育訓練について一般教育訓練に係る給付金の支給を希望するとき、平成26年以降で最も早く支給要件期間を満たす離職の日は令和3年8月31日である（教育訓練給付金の支給要件のひとつに、支給要件期間がある。すなわち、基準日（受講開始日）までに同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と前の適用事業での被保険者であった期間を通算した期間（前の適用事業での被保険者資格を喪失してから、後の適用事業で被保険者資格を取

得するまでの期間が1年を超える場合における、前の適用事業での被保険者であった期間等は、通算されない))が原則として3年以上あるときに支給される。問題文ア単独では被保険者期間が26月のため3年(36月)に足りず、また、問題文イのB社の被保険者資格を取得した期間と問題文アのA社の被保険者資格を喪失した期間の間が1年を超えているので、通算ができない。問題文イとウの被保険者期間は通算することができ、かつ通算すると被保険者期間は、40月 \geq 3年となる。)。ただし、同条第5項及び同法施行規則第101条の2の9において、教育訓練給付金の額として算定された額が4,000円を超えないときは、同給付金は支給しないと規定されている。

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 全ての事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられており、これを「障害者雇用率制度」という。現在の民間企業に対する法定雇用率は A パーセントである。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たすため、法定雇用率を満たしていない事業主（常用雇用労働者 B の事業主に限る。）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対しては調整金、報奨金や各種の助成金を支給している。

障害者を雇用した事業主は、障害者の職場適応のために、 C による支援を受けることができる。 C には、配置型、訪問型、企業在籍型の3つの形がある。

- 2 最高裁判所は、期間を定めて雇用される臨時員（上告人）の労働契約期間満了により、使用者（被上告人）が行った雇止めが問題となった事件において、次のように判示した。

「(1)上告人は、昭和45年12月1日から同月20日までの期間を定めて被上告人のP工場に雇用され、同月21日以降、期間2か月の本件労働契約が5回更新されて昭和46年10月20日に至った臨時員である。(2)P工場の臨時員制度は、景気変動に伴う受注の変動に応じて雇用量の調整を図る目的で設けられたものであり、臨時員の採用に当たっては、学科試験とか技能試験とかは行わず、面接において健康状態、経歴、趣味、家族構成などを尋ねるのみで採用を決定するという簡易な方法をとっている。(3)被上告人が昭和45年8月から12月までの間に採用したP工場の臨時員90名のうち、翌46年10月20日まで雇用関係が継続した者は、本工採用者を除けば、上告人を含む14名である。(4)P工場においては、臨時員に対し、例外はあるものの、一般的には前作業的要素の作業、単純な作業、精度がさほど重要視されていない作業に従事させる方針をとっており、上告人も比較的簡易な作業に従事していた。(5)被上告人は、臨時員の契約更新に当たっては、更新期間の約1週間前に本人の意思を確認し、当初作成の労働契

約書の「4雇用期間」欄に順次雇用期間を記入し、臨時員の印を押捺せしめていた（もつとも、上告人が属する機械組においては、本人の意思が確認されたときは、給料の受領のために預かつてある印章を庶務係が本人に代わって押捺していた。）ものであり、上告人と被上告人との間の5回にわたる本件労働契約の更新は、いずれも期間満了の都度新たな契約を締結する旨を合意することによってされてきたものである。」「P工場の臨時員は、季節的労務や特定物の製作のような臨時的作業のために雇用されるものではなく、その雇用関係はある程度の **D** ものであり、上告人との間においても5回にわたり契約が更新されているのであるから、このような労働者を契約期間満了によって雇止めにするに当たっては、解雇に関する法理が類推され、解雇であれば解雇権の濫用、信義則違反又は不当労働行為などに該当して解雇無効とされるような事実関係の下に使用者が新契約を締結しなかつたとするならば、期間満了後における使用者と労働者間の法律関係は **E** のと同様の法律関係となるものと解せられる。」

選択肢

- ① 2.0 ② 2.3 ③ 2.5 ④ 2.6
- ⑤ 50人超 ⑥ 100人超 ⑦ 200人超 ⑧ 300人超
- ⑨ 安定性が合意されていた
- ⑩ 期間の定めのない労働契約が締結された
- ⑪ 継続が期待されていた ⑫ 厳格さが見込まれていた
- ⑬ 合理的理由が必要とされていた ⑭ 採用内定通知がなされた
- ⑮ 従前の労働契約が更新された
- ⑯ 使用者が労働者に従前と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをした
- ⑰ ジョブコーチ ⑱ ジョブサポーター
- ⑲ ジョブマネジャー ⑳ ジョブメンター

問4

- A ② 2.3
- B ⑥ 100人超
- C ⑰ ジョブコーチ
- D ⑪ 継続が期待されていた
- E ⑱ 従前の労働契約が更新された

本問1は、障害者雇用促進法における対象障害者の雇用義務等、障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金の支給等に関する問題で、障害者雇用促進法43条1項ほかからの出題である。

全ての事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられており、これを「障害者雇用率制度」という。現在の民間企業に対する法定雇用率は2.3パーセントである。

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たすため、法定雇用率を満たしていない事業主（常用雇用労働者100人超の事業主に限る。）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対しては調整金、報奨金や各種の助成金を支給している。

障害者を雇用した事業主は、障害者の職場適応のために、ジョブコーチによる支援を受けることができる。ジョブコーチには、配置型、訪問型、企業在籍型の3つの形がある。

本問2は、雇止め法理に関する問題で、最一小昭61.12.4日立メディコ事件からの出題である。

最高裁判所は、期間を定めて雇用される臨時員（上告人）の労働契約期間満了により、使用者（被上告人）が行った雇止めが問題となった事件において、次のように判示した。

「(1)上告人は、昭和45年12月1日から同月20日までの期間を定めて被上告人のP工場に雇用され、同月21日以降、期間2か月の本件労働契約が5回更新されて昭和46年10月20日に至った臨時員である。(2)P工場の臨時員制度は、景気変動に伴う受注の変動に応じて雇用量の調整を図る目的で設けられたものであり、臨時

員の採用に当たっては、学科試験とか技能試験とかは行わず、面接において健康状態、経歴、趣味、家族構成などを尋ねるのみで採用を決定するという簡易な方法をとっている。(3)被上告人が昭和45年8月から12月までの間に採用したP工場の臨時員90名のうち、翌46年10月20日まで雇用関係が継続した者は、本工採用者を除けば、上告人を含む14名である。(4)P工場においては、臨時員に対し、例外はあるものの、一般的には前作業的要素の作業、単純な作業、精度がさほど重要視されていない作業に従事させる方針をとっており、上告人も比較的簡易な作業に従事していた。(5)被上告人は、臨時員の契約更新に当たっては、更新期間の約1週間前に本人の意思を確認し、当初作成の労働契約書の「4雇用期間」欄に順次雇用期間を記入し、臨時員の印を押捺せしめていた（もつとも、上告人が属する機械組においては、本人の意思が確認されたときは、給料の受領のために預かつてある印章を庶務係が本人に代わって押捺していた。）ものであり、上告人と被上告人との間の5回にわたる本件労働契約の更新は、いずれも期間満了の都度新たな契約を締結する旨を合意することによってされてきたものである。」「P工場の臨時員は、季節的労務や特定物の製作のような臨時的作業のために雇用されるものではなく、その雇用関係はある程度の継続が期待されていたものであり、上告人との間においても5回にわたり契約が更新されているのであるから、このような労働者を契約期間満了によって雇止めにするに当たっては、解雇に関する法理が類推され、解雇であれば解雇権の濫用、信義則違反又は不当労働行為などに該当して解雇無効とされるような事実関係の下に使用者が新契約を締結しなかつたとするならば、期間満了後における使用者と労働者間の法律関係は従前の労働契約が更新されたのと同様の法律関係となるものと解せられる。」

社会保険に関する一般常識

〔問5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 厚生労働省から令和3年11月に公表された「令和元年度国民医療費の概況」によると、令和元年度の国民医療費は44兆3,895億円である。年齢階級別国民医療費の構成割合についてみると、「65歳以上」の構成割合は A パーセントとなっている。
- 2 企業型確定拠出年金の加入者又は企業型確定拠出年金の加入者であった者（当該確定拠出年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときは、その者の遺族に、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持されていなかった配偶者及び実父母、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持されていた子、養父母及び兄弟姉妹がいた場合、死亡一時金を受け取ることができる遺族の第1順位は、 B となる。ただし、死亡した者は、死亡する前に死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連運営管理機関等に対して表示していなかったものとする。
- 3 児童手当法第18条第2項によると、被用者（子ども・子育て支援法第69条第1項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であって公務員でない者をいう。）に対する児童手当の支給に要する費用（3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であって C に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その3分の2に相当する額を国庫が負担し、その6分の1に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担すると規定されている。
- 4 介護保険法における「要介護状態」とは、 D があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、 E の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。ただし、「要介護状態」にある40歳以上65歳未満の者であって、その「要介護状態」の原因である D が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以

下「特定疾病」という。)によって生じたものであり、当該特定疾病ががん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)である場合の継続見込期間については、その余命が に満たないと判断される場合にあつては、死亡までの間とする。

選択肢

- ① 3か月
- ② 6か月
- ③ 12か月
- ④ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ⑤ 18か月
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ⑦ 31.0
- ⑧ 46.0
- ⑨ 61.0
- ⑩ 76.0
- ⑪ 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病
- ⑫ 義務教育就学前の児童
- ⑬ 子
- ⑭ 実父母
- ⑮ 小学校終了前の児童
- ⑯ 心身の機能の低下
- ⑰ 身体上又は精神上の障害
- ⑱ 配偶者
- ⑲ 慢性的な認知機能の悪化
- ⑳ 養父母

問5

- A ⑨ 61.0
- B ⑩ 配偶者
- C ④ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- D ⑰ 身体上又は精神上的の障害
- E ② 6か月

本問1は、「令和元年度国民医療費の概況」からの出題である。

厚生労働省から令和3年11月に公表された「令和元年度国民医療費の概況」によると、令和元年度の国民医療費は44兆3,895億円である。年齢階級別国民医療費の構成割合についてみると、「65歳以上」の構成割合は61.0パーセントとなっている。

本問2は、企業型確定拠出年金の死亡一時金の支給要件、遺族の範囲及び順位に関する問題で、確定拠出年金法40条、41条からの出題である。

企業型確定拠出年金の加入者又は企業型確定拠出年金の加入者であった者（当該確定拠出年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときは、その者の遺族に、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持されていた配偶者及び実父母、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持されていた子、養父母及び兄弟姉妹がいた場合、死亡一時金を受け取ることができる遺族の第1順位は、**配偶者**となる。

本問3は、児童手当に要する費用の負担に関する問題で、児童手当法18条2項からの出題である。

児童手当法第18条第2項によると、被用者に対する児童手当の支給に要する費用（3歳以上の児童であって15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その3分の2に相当する額を国庫が負担し、その6分の1に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担すると規定されている。

本問4は、介護保険法における要介護状態の定義に関する問題で、介護保険法7条、介護保険法施行規則2条からの出題である。

介護保険法における「要介護状態」とは、**身体上又は精神上の障害**があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、**6か月**の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。ただし、「要介護状態」にある40歳以上65歳未満の者であって、その「要介護状態」の原因である**身体上又は精神上の障害**が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであり、当該特定疾病ががん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）である場合の継続見込期間については、その余命が**6か月**に満たないと判断される場合にあつては、死亡までの間とする。

健康保険法

〔問6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 健康保険法第3条第1項の規定によると、特定適用事業所に勤務する短時間労働者で、被保険者となることのできる要件の1つとして、報酬（最低賃金法に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）が1か月当たり A であることとされている。
- 保険外併用療養費の対象となる選定療養とは、「被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養」をいい、厚生労働省告示「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」第2条に規定する選定療養として、第1号から第11号が掲げられている。
そのうち第4号によると、「病床数が B の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）」と規定されており、第7号では、「別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が C を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）」と規定されている。
- 被保険者（日雇特例被保険者を除く。）は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。この場合は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から D 日以内に、被保険者の氏名及び生年月日等を記載した届書を、全国健康保険協会を選択しようとするときは E に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによって行うものとする。

選択肢

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 5 | ② 7 |
| ③ 10 | ④ 14 |
| ⑤ 90 日 | ⑥ 120 日 |
| ⑦ 150 以上 | ⑧ 150 日 |
| ⑨ 180 以上 | ⑩ 180 日 |
| ⑪ 200 以上 | ⑫ 250 以上 |
| ⑬ 63,000 円以上 | ⑭ 85,000 円以上 |
| ⑮ 88,000 円以上 | ⑯ 108,000 円以上 |
| ⑰ 厚生労働大臣 | ⑱ 全国健康保険協会の都道府県支部 |
| ⑲ 全国健康保険協会の本部 | ⑳ 地方厚生局長 |

問6

- A ⑮ 88,000円以上
- B ⑪ 200以上
- C ⑩ 180日
- D ③ 10
- E ⑰ 厚生労働大臣

本問1は、当然被保険者に関する問題で、健康保険法3条1項からの出題である。

健康保険法第3条第1項の規定によると、特定適用事業所に勤務する短時間労働者で、被保険者となることのできる要件の1つとして、報酬（最低賃金法に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）が1か月当たり88,000円以上であることとされている。

本問2は、選定療養に関する問題で、平18.9.12厚労告495号からの出題である。

保険外併用療養費の対象となる選定療養とは、「被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養」をいい、厚生労働省告示「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」第2条に規定する選定療養として、第1号から第11号が掲げられている。

そのうち第4号によると、「病床数が200以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）」と規定されており、第7号では、「別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）」と規定されている。

本問3は、2以上の事業所に使用される場合における保険者選択に関する問題で、健康保険法施行規則1条、2条からの出題である。

被保険者（日雇特例被保険者を除く。）は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保

険者を選択しなければならない。この場合は、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、被保険者の氏名及び生年月日等を記載した届書を、全国健康保険協会を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に提出することによって行うものとする。

厚生年金保険法

〔問7〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 厚生年金保険法第81条の2の2第1項の規定によると、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を A からその産前産後休業が B までの期間に係るものの徴収は行わないとされている。
- 2 厚生年金保険の被保険者であるX（50歳）は、妻であるY（45歳）及びYとYの先夫との子であるZ（10歳）と生活を共にしていた。XとZは養子縁組をしていないが、事実上の親子関係にあった。また、Xは、Xの先妻であるV（50歳）及びXとVとの子であるW（15歳）にも養育費を支払っていた。V及びWは、Xとは別の都道府県に在住している。この状況で、Xが死亡した場合、遺族厚生年金が最初に支給されるのは、 C である。なお、遺族厚生年金に係る保険料納付要件及び生計維持要件は満たされているものとする。
- 3 令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和4年度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場
合、支給停止額は D となる。
- 4 厚生年金保険法第47条の2によると、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であった者であって、障害認定日において同法第47条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかったものが、障害認定日から同日後 E までの間において、その傷病により障害の状態が悪化し、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害厚生年金の支給を請求することができる。なお、障害厚生年金に係る保険料納付要件は満たされているものとする。

選択肢

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 1年半を経過する日 | ② 5年を経過する日 |
| ③ 60歳に達する日の前日 | ④ 65歳に達する日の前日 |
| ⑤ 開始した日の属する月 | ⑥ 開始した日の属する月の翌月 |
| ⑦ 開始した日の翌日が属する月 | |
| ⑧ 開始した日の翌日が属する月の翌月 | |
| ⑨ 月額2万円 | ⑩ 月額4万円 |
| ⑪ 月額5万円 | ⑫ 月額10万円 |
| ⑬ 終了する日の属する月 | ⑭ 終了する日の属する月の前月 |
| ⑮ 終了する日の翌日が属する月 | |
| ⑯ 終了する日の翌日が属する月の前月 | |
| ⑰ V | ⑱ W |
| ⑲ Y | ⑳ Z |

問7

- A ⑤ 開始した日の属する月
- B ⑯ 終了する日の翌日が属する月の前月
- C ⑩ W
- D ⑨ 月額2万円
- E ④ 65歳に達する日の前日

本問1は、産前産後休業期間中の保険料免除に関する問題で、厚生年金保険法81条の2の2からの出題である。

厚生年金保険法第81条の2の2第1項の規定によると、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わないとされている。

本問2は、遺族厚生年金の遺族に関する問題で、厚生年金保険法59条、66条からの出題である。

厚生年金保険の被保険者であるX（50歳）は、妻であるY（45歳）及びYとYの先夫との子であるZ（10歳）と生活を共にしていた。XとZは養子縁組をしていないが、事実上の親子関係にあった。また、Xは、Xの先妻であるV（50歳）及びXとVとの子であるW（15歳）にも養育費を支払っていた。V及びWは、Xとは別の都道府県に在住している。この状況で、Xが死亡した場合、遺族厚生年金が最初に支給されるのは、**W**（Yの子であるZは、養子縁組をしていないため、遺族とはされない。よって遺族厚生年金の遺族となるのは、YとWであるが、Yは遺族基礎年金の受給権を有しないため、Wに遺族厚生年金が最初に支給される）である。

本問3は、在職老齢年金に関する問題で、厚生年金保険法附則11条ほかからの出題である。

令和4年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度が見直されている。令和4年

度では、総報酬月額相当額が41万円、老齢厚生年金の基本月額が10万円の場合、支給停止額は月額2万円（ $(41万円 + 10万円 - 47万円) \times 1/2$ ）となる。

本問4は、事後重症による障害厚生年金の支給要件に関する問題で、厚生年金保険法47条の2からの出題である。

厚生年金保険法第47条の2によると、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であった者であって、障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、障害認定日から同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害の状態が悪化し、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害厚生年金の支給を請求することができる。

国民年金法

〔問8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 国民年金法第36条第2項によると、障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、 A 、その支給を停止するとされている。
- 2 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、国民年金法第27条の老齢基礎年金の額の規定の例によって計算した額の B に相当する額とする。
- 3 国民年金法第128条第2項によると、国民年金基金は、加入員及び加入員であった者の C ため、必要な施設をすることができる。
- 4 国民年金法第14条の5では、「厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の D ため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を E するものとする。」と規定している。

問8

- A ⑪ その障害の状態に該当しない間
- B ④ 4分の3
- C ⑮ 福祉を増進する
- D ⑰ 理解を増進させ、及びその信頼を向上させる
- E ⑳ 分かりやすい形で通知

本問1は、障害基礎年金の支給停止に関する問題で、国民年金法36条2項からの出題である。

国民年金法第36条第2項によると、障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止するとされている。

本問2は、寡婦年金の額に関する問題で、国民年金法50条からの出題である。

寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、国民年金法第27条の老齢基礎年金の額の規定の例によって計算した額の4分の3に相当する額とする。

本問3は、国民年金基金の業務に関する問題で、国民年金法128条2項からの出題である。

国民年金法第128条第2項によると、国民年金基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

本問4は、被保険者に対する情報提供に関する問題で、国民年金法14条の5からの出題である。

国民年金法第14条の5では、「厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に關する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。」と規定している。

扱一式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問1〕労働基準法の労働者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法の労働者であった者は、失業しても、その後継続して求職活動をしている間は、労働基準法の労働者である。
- B 労働基準法の労働者は、民法第623条に定める雇用契約により労働に従事する者がこれに該当し、形式上といえども請負契約の形式を採るものは、その実体において使用従属関係が認められる場合であっても、労働基準法の労働者に該当することはない。
- C 同居の親族のみを使用する事業において、一時的に親族以外の者が使用されている場合、この者は、労働基準法の労働者に該当しないこととされている。
- D 株式会社の代表取締役は、法人である会社に使用される者であり、原則として労働基準法の労働者になるとされている。
- E 明確な契約関係がなくても、事業に「使用」され、その対償として「賃金」が支払われる者であれば、労働基準法の労働者である。



問1 正解E

A × (労働基準法(以下問7まで「法」とする)9条)

労働基準法において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいうため、事業又は事務所に使用されない者は、労働者とされない。

B × (法9条)

契約の名称が請負契約又は委任契約となっても、使用者との間に事実上の使用従属関係がある者は、労働基準法の労働者である。

C × (法116条2項)

同居の親族のみを使用する事業において、一時的に親族以外の者が使用されている場合、この者は、労働基準法の労働者に該当する。

D × (昭23.1.9基発14号)

法人、団体、組合の代表者又は執行機関たる者の如く事業主体との関係において使用従属の關係に立たない者は労働者ではない。

E ○ (法9条ほか)

設問のとおりである。他人の指揮命令を受けて労働を提供し、その対償として賃金を受けとる者は労働者であり、名称等には捉われずに、実体で判断するとされるため、設問の者は労働基準法における労働者とされる。

〔問2〕労働基準法の労働時間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働安全衛生法により事業者に義務付けられている健康診断の実施に要する時間は、労働安全衛生規則第44条の定めによる定期健康診断、同規則第45条の定めによる特定業務従事者の健康診断等その種類にかかわらず、すべて労働時間として取り扱うものとされている。
- B 定期路線トラック業者の運転手が、路線運転業務の他、貨物の積込を行うため、小口の貨物が逐次持ち込まれるのを待機する意味でトラック出発時刻の数時間前に出勤を命ぜられている場合、実際に貨物の積込を行う以外の全く労働の提供がない時間は、労働時間と解されていない。
- C 労働安全衛生法第59条等に基づく安全衛生教育については、所定労働時間内に行うことが原則とされているが、使用者が自由意思によって行う教育であって、労働者が使用者の実施する教育に参加することについて就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加とされているものについても、労働者の技術水準向上のための教育の場合は所定労働時間内に行うことが原則であり、当該教育が所定労働時間外に行われるときは、当該時間は時間外労働時間として取り扱うこととされている。
- D 事業場に火災が発生した場合、既に帰宅している所属労働者が任意に事業場に出勤し消火作業に従事した場合は、一般に労働時間としないと解されている。
- E 警備員が実作業に従事しない仮眠時間について、当該警備員が労働契約に基づき仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに対応することが義務付けられており、そのような対応をすることが皆無に等しいなど実質的に上記義務付けがされていないと認めることができるような事情が存しないなどの事実関係の下においては、実作業に従事していない時間も含め全体として警備員が使用者の指揮命令下に置かれているものであり、労働基準法第32条の労働時間に当たるとするのが、最高裁判所の判例である。

問2 正解E

A × (昭47.9.18基発602号)

労働安全衛生法に規定される、労働者一般に対して行われる一般健康診断の実施に要する時間は労働時間とされない。労働安全衛生法に規定される特殊健康診断、安全衛生教育及び安全・衛生委員会の会議の実施に要する時間は労働時間とされる。

B × (昭33.10.11基収6286号)

設問の時間は労働時間となる。貨物の到着の発着時刻が指定されている場合において、貨物自動車運転手はその貨物を待つために勤務時間中に労働から解放される手あき時間が生ずるため、その時間中に休憩時間を1時間設けている場合には、当該時間については、労働者が自由に利用することができる時間であれば、労働時間とならない(休憩時間となる)。

C × (平11.3.31基発168号)

使用者が実施する教育訓練で、これに参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加のものについては、労働時間とされない。

D × (昭63.3.14基発150号)

事業場に火災が発生した場合、すでに帰宅している所属労働者が任意に事業場に出動し消火作業に従事した時間は、一般に労働時間と解される。

E ○ (最一小平14.2.28大星ビル管理事件)

設問のとおりである。不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということではできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれ

ているというのが相当である。

〔問3〕労働基準法第36条（以下本問において「本条」という。）に定める時間外及び休日の労働等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 使用者が労働基準法施行規則第23条によって日直を断続的勤務として許可を受けた場合には、本条第1項の協定がなくとも、休日に日直をさせることができる。
- B 小売業の事業場で経理業務のみに従事する労働者について、対象期間を令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間とする本条第1項の協定をし、いわゆる特別条項により、1か月について95時間、1年について700時間の時間外労働を可能としている事業場においては、同年の1月に90時間、2月に70時間、3月に85時間、4月に75時間、5月に80時間の時間外労働をさせることができる。
- C 労働者が遅刻をし、その時間だけ通常の終業時刻を繰り下げて労働させる場合に、一日の実労働時間を通算すれば労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えないときは、本条第1項に基づく協定及び労働基準法第37条に基づく割増賃金支払の必要はない。
- D 就業規則に所定労働時間を1日7時間、1週35時間と定めたときは、1週35時間を超え1週間の法定労働時間まで労働時間を延長する場合、各日の労働時間が8時間を超えずかつ休日労働を行わせない限り、本条第1項の協定をする必要はない。
- E 本条第1項の協定は、事業場ごとに締結するよう規定されているが、本社において社長と当該会社の労働組合本部の長とが締結した本条第1項の協定に基づき、支店又は出張所がそれぞれ当該事業場の業務の種類、労働者数、所定労働時間等所要事項のみ記入して所轄労働基準監督署長に届け出た場合、当該組合が各事業場ごとにその事業場の労働者の過半数で組織されている限り、その取扱いが認められる。

問3 正解B

A ○ (労働基準法施行規則 (以下問7まで「則」とする) 23条ほか)

設問のとおりである。使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、労働基準法における労働時間の原則の規定にかかわらず、使用することができる。

B × (法36条6項)

使用者は、36協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、①1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間について100時間未満であること、②対象期間の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の1箇月当たりの平均時間について80時間を超えないこととしなければならないとされており、設問の場合は上記①の要件は満たしているが、複数月(1月、2月、3月の3箇月間)平均で80時間を超えているため、設問の労働時間を労働させることはできない。

C ○ (平11.3.31基発168号ほか)

設問のとおりである。労働者が遅刻をした場合その時間だけで通常の終業時刻を繰り下げて労働させる場合には、1日の実労働時間を通算すれば法32条(労働時間)又は第40条(労働時間及び休憩の特例)の労働時間を超えないときは、法36条第1項に基く協定及び法37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)に基づく割増賃金の支払いの必要はない。

D ○ (法36条1項、平11.3.31基発168号)

設問のとおりである。あくまで36協定を行うのは、法32条労働時間の原則、法32条の2から5変形労働時間制の規定、法35条休日の規定又は法40条労働時間及び休憩の特例に関する規定に関わらず労働時間を延長し、休日に労働させる場合であるため、設問のような法定労働時間内で労働する場合は、36協定は

必要ない。

E ○（平15.2.15基発0215002号）

設問のとおりである。36協定は、事業場単位で締結し、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出ることとされているが、一定の要件を満たす場合は、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることができる。

[問4] 労働基準法の総則（第1条～第12条）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法第1条にいう「労働関係の当事者」には、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体である使用者団体と労働組合も含まれる。
- B 労働基準法第3条にいう「信条」には、特定の宗教的信念のみならず、特定の政治的信念も含まれる。
- C 就業規則に労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをする趣旨の規定がある場合、現実には男女差別待遇の事実がないとしても、当該規定は無効であり、かつ労働基準法第4条違反となる。
- D 使用者の暴行があっても、労働の強制の目的がなく、単に「怠けたから」又は「態度が悪いから」殴ったというだけである場合、刑法の暴行罪が成立する可能性はあるとしても、労働基準法第5条違反とはならない。
- E 法令の規定により事業主等に申請等が義務付けられている場合において、事務代理の委任を受けた社会保険労務士がその懈怠により当該申請等を行わなかった場合には、当該社会保険労務士は、労働基準法第10条にいう「使用者」に該当するので、当該申請等の義務違反の行為者として労働基準法の罰則規定に基づいてその責任を問われうる。

問4 正解C

A ○ (法1条2項、昭63.3.14基発150号ほか)

設問のとおりである。なお、法1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の職場における一切の待遇をいう（雇入れ（採用）は労働条件に含まれない）。

B ○ (昭22.9.13発基17号)

設問のとおりである。「信条」とは、特定の宗教的又は政治的信念をいい、「社会的身分」とは、生来の身分をいう。

C × (平9.9.25基発648号)

就業規則に労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをする趣旨の規定があっても、現実に男女差別待遇の事実がない場合には、その規定は無効となるが、本条違反とはならない。

D ○ (法5条、昭23.3.2基発381号ほか)

設問のとおりである。設問の場合は労働の強制が目的ではないことから、本条違反とはならない。

E ○ (昭62.3.26基発169号)

設問のとおりである。社会保険労務士は、社会保険労務士法により労働基準法に基づく申請等について事務代理をすることができるが、事務代理の委任を受けた社会保険労務士がその懈怠により当該申請等を行わなかった場合には、当該社会保険労務士は、法10条にいう使用者に該当するものであり、本法違反の責任を問われることとなる。

〔問5〕労働基準法に定める労働契約等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 社会保険労務士の国家資格を有する労働者について、労働基準法第14条に基づき契約期間の上限を5年とする労働契約を締結するためには、社会保険労務士の資格を有していることだけでは足りず、社会保険労務士の名称を用いて社会保険労務士の資格に係る業務を行うことが労働契約上認められている等が必要である。
- B 労働基準法第15条第3項にいう「契約解除の日から14日以内」であるとは、解除当日から数えて14日をいい、例えば、9月1日に労働契約を解除した場合は、9月1日から9月14日までをいう。
- C 労働基準法第16条のいわゆる「賠償予定の禁止」については、違約金又はあらかじめ定めた損害賠償額を現実に徴収したときにはじめて違反が成立する。
- D 「前借金」とは、労働契約の締結の際又はその後、労働することを条件として使用者から借入れ、将来の賃金により弁済することを約する金銭をいい、労働基準法第17条は前借金そのものを全面的に禁止している。
- E 労働基準法第22条第1項に基づいて交付される証明書は、労働者が同項に定める法定記載事項の一部のみが記入された証明書を請求した場合でも、法定記載事項をすべて記入しなければならない。

問5 正解A

A ○（法14条1項、平28.10.19厚労告376号）

設問のとおりである。法14条1項の労働契約は、高度の専門的知識等を必要とする業務に就く場合に限り、その契約期間の上限を5年とする労働契約を締結することができるのであって、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就いていない場合は、その契約期間の上限は3年となる。

B ×（法15条3項、民法140条）

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しないため、9月1日に労働契約を解除した場合は、9月1日から9月15日までをいう。

C ×（昭22.9.13発基17号ほか）

本条違反は、違約金又はあらかじめ定めた損害賠償額を現実に徴収したときではなく、使用者が労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしたときに成立する。

D ×（昭33.2.13基発90号ほか）

本条における相殺禁止は、相殺のうち、使用者の側で行う場合のみを禁止している。労働者が「自己の意思」によって前借金等と賃金を相殺することは禁止されていない。

E ×（法22条3項）

証明書には、労働者の請求した事項のみを記入すべきであって、労働者の請求しない事項は、たとえ法22条1項に該当する事項であっても、記入することはできない。

〔問6〕労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 通貨以外のもので支払われる賃金も、原則として労働基準法第12条に定める平均賃金等の算定基礎に含まれるため、法令に別段の定めがある場合のほかは、労働協約で評価額を定めておかなければならない。
- イ 賃金の支払期限について、必ずしもある月の労働に対する賃金をその月中に支払うことを要せず、不当に長い期間でない限り、賃金の締切後ある程度の期間を経てから支払う定めをすることも差し支えない。
- ウ 労働基準法第25条により労働者が非常時払を請求しうる事由の1つである「疾病」とは、業務上の疾病、負傷であると業務外のいわゆる私傷病であると問わない。
- エ 「労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条〔労働基準法第24条〕が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならないが、したがって、右賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないが、国家公務員等退職手当法〔現在の国家公務員退職手当法〕による退職手当の給付を受ける権利については、その譲渡を禁止する規定がない以上、退職手当の支給前にその受給権が他に適法に譲渡された場合においては、国または公社はもはや退職者に直接これを支払うことを要せず、したがって、その譲受人から国または公社に対しその支払を求めることが許される」とするのが、最高裁判所の判例である。
- オ 労働基準法第27条に定める出来高払制の保障給について、同種の労働を行っている労働者が多数ある場合に、個々の労働者の技量、経験、年齢等に応じて、その保障給額に差を設けることは差し支えない。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エの一つを誤りとするAが正解となる。

問6 正解A

ア ○（法24条1項ただし書ほか）

設問のとおりである。なお、労働協約の定めにより通貨以外のもので支払うことができるのは、その労働協約の適用を受ける労働者に限られる。

イ ○（法24条2項ほか）

設問のとおりである。賃金の締切期間及び支払期限については明文の定めがないため、賃金締切期間については必ずしも月の初日から起算して月の末日に締め切る必要はなく、また、支払期限についてはその月中に支払うことを要せず、不当に長い期間でない限り、賃金の締切後ある程度の期間を経てから支払う定めをすることも差し支えない。

ウ ○（法25条、則9条1項）

設問のとおりである。「疾病」とは、業務上の疾病、負傷であると業務外のいわゆる私傷病であると問わない。

エ ×（最三小昭43.3.12小倉電話局事件）

労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお法24条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない。したがって、賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない。退職手当法による退職手当の給付を受ける権利については、その譲渡を禁止する規定がないから、退職者またはその予定者が退職手当の給付を受ける権利を他に譲渡した場合に譲渡自体を無効と解すべき根拠はないけれども、労働基準法24条1項が「賃金は直接労働者に支払わなければならない。」旨を定めて、使用者たる貸金支払義務者に対し罰則をもってその履行を強制している趣旨に徴すれば、「労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない。したがって、右賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許さ

れないものと解するのが相当である」。

オ ○（昭22.9.13発基17号ほか）

設問のとおりである。法27条は、労働者の責に基づかない事由により実収賃金が低下することを防ぐ主旨であるから、労働者に対し、常に通常の実収賃金を余りへだたらない程度の収入が保障されるように保障給の額を定めるものとされる。

〔問7〕労働基準法に定める労働時間等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 使用者は、労働基準法別表第1第8号（物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業）、第10号のうち映画の製作の事業を除くもの（映画の映写、演劇その他興行の事業）、第13号（病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）及び第14号（旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業）に掲げる事業のうち常時10人未満の労働者を使用するものについては、労働基準法第32条の規定にかかわらず、1週間について48時間、1日について10時間まで労働させることができる。
- B 労働基準法第32条の2に定めるいわゆる1か月単位の变形労働時間制を労使協定を締結することにより採用する場合、当該労使協定を所轄労働基準監督署長に届け出ないときは1か月単位の变形労働時間制の効力が発生しない。
- C 医療法人と医師との間の雇用契約において労働基準法第37条に定める時間外労働等に対する割増賃金を年俸に含める旨の合意がされていた場合、「本件合意は、上告人の医師としての業務の特質に照らして合理性があり、上告人が労務の提供について自らの裁量で律することができたことや上告人の給与額が相当高額であったこと等からも、労働者としての保護に欠けるおそれはないから、上告人の当該年俸のうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分が明らかにされておらず、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができないからといって不都合はなく、当該年俸の支払により、時間外労働等に対する割増賃金が支払われたとすることができる」とするのが、最高裁判所の判例である。
- D 労働基準法第37条第3項に基づくいわゆる代替休暇を与えることができる期間は、同法第33条又は同法第36条第1項の規定によって延長して労働させた時間が1か月について60時間を超えた当該1か月の末日の翌日から2か月以内の範囲内で、労使協定で定めた期間とされている。
- E 年次有給休暇の権利は、「労基法39条1、2項の要件が充足されることによつて法律上当然に労働者に生ずる権利ということではできず、労働者の請求をまつて始めて生ずるものと解すべき」であり、「年次〔有給〕休暇の成立要件として、労働者による『休暇の請求』や、これに対する使用者の『承認』を要する」とするのが、最高裁判所の判例である。

問7 正解D

A × (則25条の2第1項)

使用者は、法別表第1第8号〔商業〕、第10号〔映画・演劇業〕（映画の製作の事業を除く）、第13号〔保健衛生業〕及び第14号〔接客娯楽業〕に掲げる事業のうち常時10人未満の労働者を使用するものについては、法32条の規定にかかわらず、1週間について「44時間」、1日について「8時間」まで労働させることができる。

B × (法32条の2第1項)

いわゆる1か月単位の変形労働時間制の採用の要件は、労使協定の締結又は就業規則その他これに準ずるものに定めをすることである。使用者は、締結した労使協定等を所轄労働基準監督署長へ届け出なければならないが、届出により効力発生とするものではない。

C × (最二小平29.7.7医療法人康心会事件)

医療法人と医師との間の雇用契約において労働基準法第37条に定める時間外労働等に対する割増賃金を年俸に含める旨の合意がされていた場合、「本件合意は、上告人の医師としての業務の特質に照らして合理性があり、上告人が労務の提供について自らの裁量で律することができたことや上告人の給与額が相当高額であったこと等からも、労働者としての保護に欠けるおそれはないということとは是認できない。上告人の当該年俸のうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分が明らかにされておらず、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができない。したがって、当該年俸の支払により、時間外労働等に対する割増賃金が「支払われたということとはできない」とするのが、最高裁判所の判例である。

D ○ (則19条の2ほか)

設問のとおりである。法定休日以外の休日における労働が法定労働時間を超えるものである場合には、時間外労働に該当するため、「1箇月について60時間」の算定の対象に含めなければならない。

E × (最二小昭48.3.2白石宮林署事件)

年次有給休暇の権利は、法定要件が充足されることによって法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまっぴらしてはじめて生ずるものではない。また、年次有給休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はないとするのが、最高裁判所の判例である。

〔問 8〕 下記に示す事業者が一の場所において行う建設業の事業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、この場所では甲社の労働者及び下記乙①社から丙②社までの4社の労働者が作業を行っており、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止する必要がある。

甲社	鉄骨造のビル建設工事の仕事を行う元方事業者 当該場所において作業を行う労働者数 常時5人
乙①社	甲社から鉄骨組立工事一式を請け負っている事業者 当該場所において作業を行う労働者数 常時10人
乙②社	甲社から壁面工事一式を請け負っている事業者 当該場所において作業を行う労働者数 常時10人
丙①社	乙①社から鉄骨組立作業を請け負っている事業者 当該場所において作業を行う労働者数 常時14人
丙②社	乙②社から壁材取付作業を請け負っている事業者 当該場所において作業を行う労働者数 常時14人

- A 甲社は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- B 甲社は、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。
- C 甲社は、当該建設工事の請負契約を締結している事業場に、当該建設工事における安全衛生の技術的事項に関する管理を行わせるため店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
- D 甲社は、労働災害を防止するために協議組織を設置し運営しなければならないが、この協議組織には自社が請負契約を交わした乙①社及び乙②社のみならず丙①社及び丙②社も参加する組織としなければならない。
- E 甲社は、丙②社の労働者のみだけが使用するために丙②社が設置している足場であっても、その設置について労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

問8 正解C

- A ○（労働安全衛生法（以下問10まで「法」とする）15条1項、労働安全衛生法施行令（以下問10まで「令」とする）7条）

設問のとおりである。特定事業を行う者は、その労働者と関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、常時50名以上の労働者を使用する建設業である甲社は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

- B ○（法15条の2第1項）

設問のとおりである。統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業を行うものは、元方安全衛生管理者を選任しなければならないとされ、甲社は、元方安全衛生管理者を選任しなければならない。

- C ×（法15条の3第1項ほか）

建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、店社安全衛生管理者を選任しなければならないとされているが、①これらの労働者数が厚生労働省令で定める数未満である場所、②統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所、において作業を行うときに該当する場合は、店社安全衛生管理者の選任は必要ない。設問の甲社は、②に該当する（なお、鉄骨造のビル建設工事の事業を行う事業であるため店社安全衛生管理者を選任すべき規模は、労働者数が常時20人以上50人未満の場合であり①にも該当する）ため、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。

- D ○（法30条）

設問のとおりである。特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営を行うこと等必要な措置を講じなければならない。

ないとされており、この協議組織には自社が請負契約を交わした乙①社及び乙②社のみならず丙①社及び丙②社も参加する組織としなければならない。

E ○（法29条ほか）

設問のとおりである。

〔問9〕労働安全衛生法に定める作業主任者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働安全衛生法施行令第6条第18号に該当する特定化学物質を取り扱う作業については特定化学物質作業主任者を選任しなければならないが、作業が交替制で行われる場合、作業主任者は各直ごとに選任する必要がある。
- B 特定化学物質作業主任者の職務は、作業に従事する労働者が特定化学物質に汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮することであり、当該作業のために設置されているものであっても、局所排気装置、除じん装置等の装置を点検することは、その職務に含まれない。
- C 労働安全衛生法施行令第6条第18号に該当する特定化学物質を取り扱う作業については特定化学物質作業主任者を選任しなければならないが、金属製品を製造する工場において、関係請負人の労働者が当該作業に従事する場合、作業主任者は元方事業者が選任しなければならない。
- D 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するよう努めなければならないとされている。
- E 労働安全衛生法第14条において、作業主任者は、選任を必要とする作業について、経験、知識、技能を勘案し、適任と判断される者のうちから、事業者が選任することと規定されている。

問9 正解A

A ○（令6条ほか）

交替制作業の場合の作業主任者の選任方法について、作業主任者のうちでも、ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者（一定の第一種圧力容器取扱作業主任者を除く）および乾燥設備作業主任者については、必ずしも各直ごとに選任させる必要はないが、他の作業主任者については、労働者を直接指揮する必要があるため、各直ごとに選任させなければならないとされている。

B ×（特定化学物質障害予防規則28条ほか）

事業者は、特定化学物質作業主任者に「局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けやすいことを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること」を行わせなければならない。

C ×（特定化学物質障害予防規則27条ほか）

「事業者」は労働安全衛生法施行令第6条第18号に該当する特定化学物質を取り扱う作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないと規定されており、設問の金属製品を製造する工場において、関係請負人の労働者が当該作業に従事する場合は、作業主任者は「関係請負人」が選任しなければならない。

D ×（労働安全衛生規則（以下問10まで「則」とする）18条）

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により「関係労働者に周知させなければならない」。

E ×（法14条）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、「都道府県労働局長の免許を受けた

者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうち」から、厚生労働省令で定めるところにより、「当該作業の区分に応じて」、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされ、経験、知識、技能を勘案し、適任と判断される者のうちから、事業者が選任するわけではない。

[問10] 労働安全衛生法に定める安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 衛生委員会は、企業全体で常時50人以上の労働者を使用する企業において、当該企業全体を統括管理する事業場に設置しなければならないとされている。
- B 安全委員会は、政令で定める業種に限定してその設置が義務付けられているが、製造業、建設業、運送業、電気業、ガス業、通信業、各種商品小売業及び旅館業はこれに含まれる。
- C 安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないとされている場合において、事業者はそれぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができるが、これは、企業規模が300人以下の場合に限られている。
- D 安全委員会及び衛生委員会の委員には、労働基準法第41条第2号に定める監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者を選任してはならないとされている。
- E 事業者は、安全衛生委員会を構成する委員には、安全管理者及び衛生管理者のうちから指名する者を加える必要があるが、産業医を委員とすることについては努力義務とされている。

問10 正解B

A × (法18条1項ほか)

事業者は、業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設けなければならないとされ、事業場ごとに使用労働者数を算定する。

B ○ (法17条1項ほか)

設問のとおりである。安全委員会は、業種によりその設置が義務付けられている。

C × (法19条1項)

設問のような企業規模の規定はない。事業者は、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

D × (法17条2項、法18条2項)

設問のような規定はない。

E × (法19条2項)

事業者は、安全衛生委員会を構成する委員には、産業医のうち事業者が指名した者を加えることが義務とされており、努力義務ではない。なお、事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができ、こちらは任意である。

労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問1〕「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（令和3年9月14日付け基発0914第1号）」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間におわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められない場合には、これに近い労働時間が認められたとしても、業務と発症との関連性が強いと評価することはできない。
- B 心理的負荷を伴う業務については、精神障害の業務起因性の判断に際して、負荷の程度を評価する視点により検討、評価がなされるが、脳・心臓疾患の業務起因性の判断に際しては、同視点による検討、評価の対象外とされている。
- C 短期間の過重業務については、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合や、発症前おおむね1週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合に、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。
- D 急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる「異常な出来事」と発症との関連性については、発症直前から1週間前までの間が評価期間とされている。
- E 業務の過重性の検討、評価に当たり、2以上の事業の業務による「長期間の過重業務」については、異なる事業における労働時間の通算がなされるのに対して、「短期間の過重業務」については労働時間の通算はなされない。

問1 正解C

A × (令3.9.14基発0914第1号)

発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとする考え方については、旧認定基準から変更はなく、そのような時間外労働に就労した場合には、原則として特に過重な業務に就労したものと認められるが、労働時間と労働時間以外の負荷要因の総合的な評価として、労働時間のみで業務と発症との関連性が強いと認められる水準には至らないが、これに近い時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められる場合には、「業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされる。

B × (令3.9.14基発0914第1号)

旧認定基準の発出から約20年が経過する中、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会において、最新の医学的知見を踏まえた検証が行われたことが、改正の趣旨であり、脳・心臓疾患の業務起因性の判断に際しても、同視点による検討、評価の対象内である。

C ○ (令3.9.14基発0914第1号)

設問のとおりである。

D × (令3.9.14基発0914第1号)

急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる「異常な出来事」と発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされているので、「発症直前から前日まで」の間を評価期間とする。

E × (令3.9.14基発0914第1号)

業務の過重性の検討、評価において、2以上の事業の業務による「長期間の過重業務」と「短期間の過重業務」は同様の考え方であるとされ、2以上の事業の業務による短期間の過重業務についても異なる事業における労働時間の通

算がなされる。

〔問2〕 労災保険法施行規則第33条に定める労災就学援護費に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労災就学援護費の支給対象には、傷病補償年金を受ける権利を有する者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であり、かつ傷病の程度が重篤な者であって、当該在学者等に係る学資の支給を必要とする状態にあるものが含まれる。
- B 労災就学援護費の支給対象には、障害年金を受ける権利を有する者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるものが含まれる。
- C 労災就学援護費の額は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が中学校に在学する者である場合は、小学校に在学する者である場合よりも多い。
- D 労災就学援護費の額は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が特別支援学校の小学部に在学する者である場合と、小学校に在学する者である場合とで、同じである。
- E 労災就学援護費は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が大学に在学する者である場合、通信による教育を行う課程に在学する者か否かによって額に差はない。

問2 正解E

- A ○ (労災保険法施行規則(以下問7まで「則」とする)33条、昭45.10.27基発774号)

設問のとおりである。「生計を同じくしている」かどうかの判断は、遺族補償年金の「生計を同じくしている」の判断と同じ基準による。

- B ○ (則33条、昭45.10.27基発774号)

設問のとおりである。したがって、各種学校に在学している者にあつては、それが職業教育を目的としている者であっても、その者に関しては労災就学援護費は支給しない。

- C ○ (則33条、昭45.10.27基発774号)

設問のとおりである。労災就学援護費の額は、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者は月額14,000円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者は月額18,000円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額15,000円)とされる。

- D ○ (則33条、昭45.10.27基発774号)

設問のとおりである。

- E × (則33条、昭45.10.27基発774号)

労災就学援護費は、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者(所定の者を除く)若しくは高度職業訓練を受ける者若しくは国等が設置する施設において教育訓練等を受ける者(所定の者を除く)は月額39,000円(ただし、通信制課程に在学する者にあつては、月額30,000円)とされ、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が大学に在学する者である場合、通信による教育を行う課程に在学する者か否かによって額に差はある。

[問3] 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主で、労働保険徴収法第33条第3項の労働保険事務組合に同条第1項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）は労災保険に特別加入することができるが、労災保険法第33条第1号の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 金融業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主
- B 不動産業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主
- C 小売業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主
- D サービス業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主
- E 保険業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主

問3 正解D

A × (則46条の16)

厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（以下本問において「特定事業」という）の事業主で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）及びその事業主が行う事業に従事する者は特別加入の承認を受けることができるが、金融業、保険業、不動産業及び小売業においては、常時50人以下の労働者を使用する事業主とされ、金融業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主は特別加入者となれない。

B × (則46条の16)

金融業、保険業、不動産業及び小売業においては、常時50人以下の労働者を使用する事業主とされるため、不動産業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主は特別加入者となれない。

C × (則46条の16)

金融業、保険業、不動産業及び小売業においては、常時50人以下の労働者を使用する事業主とされるため、小売業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主は特別加入者となれない。

D ○ (則46条の16)

設問のとおりである。特定事業の事業主で、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）及びその事業主が行う事業に従事する者は特別加入の承認を受けることができるが、卸売業及びサービス業においては、常時100人以下の労働者を使用する事業主とされ、サービス業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主は特別加入者となることができる。

E × (則46条の16)

金融業、保険業、不動産業及び小売業においては、常時50人以下の労働者を使用する事業主とされるため、保険業を主たる事業とする事業主については常時100人以下の労働者を使用する事業主は特別加入者となれない。

〔問4〕業務災害に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア 工場に勤務する労働者が、作業終了後に更衣を済ませ、班長に挨拶して職場を出て、工場の階段を降りる途中に足を踏み外して転落して負傷した場合、業務災害と認められる。

イ 日雇労働者が工事現場での一日の作業を終えて、人員点呼、器具の点検の後、現場責任者から帰所を命じられ、器具の返還と賃金受領のために事業場事務所へと村道を歩き始めた時、交通事故に巻き込まれて負傷した場合、業務災害と認められる。

ウ 海岸道路の開工工事の作業に従事していた労働者が、12時に監督者から昼食休憩の指示を受け、遠く離れた休憩施設ではなく、いつもどおり、作業場のすぐ近くの崖下の日陰の平らな場所で同僚と昼食をとっていた時に、崖を落下してきた岩石により負傷した場合、業務災害と認められる。

エ 仕事で用いるトラックの整備をしていた労働者が、ガソリンの出が悪いため、トラックの下にもぐり、ガソリタンクのコックを開いてタンクの掃除を行い、その直後に職場の喫煙所でたばこを吸うため、マッチに点火した瞬間、ガソリンのしみこんだ被服に引火し火傷を負った場合、業務災害と認められる。

オ 鉄道事業者の乗客係の労働者が、T駅発N駅行きの列車に乗車し、折り返しのT駅行きの列車に乗車することとなり、N駅で帰着点呼を受けた後、指定された宿泊所に赴き、数名の同僚と飲酒・雑談ののち就寝し、起床後、宿泊所に食事の設備がないことから、食事をとるために、同所から道路に通じる石段を降りる途中、足を滑らせて転倒し、負傷した場合、業務災害と認められる。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アからオの五つを正しいとするEが正解となる。

問4 正解E

ア ○ (昭50. 12. 25基収1724号)

設問のとおりである。設問の行為は業務行為に通常又は当然に付随するものとして、業務行為の延長とみることができる。ただし、当該行為が準備行為又は後始末行為に該当するか否かについては「作業に伴う必要行為又は合理的行為」であるか否かによって判断するのが妥当である。

イ ○ (昭28. 11. 14基収5088号)

設問のとおりである。終業後の機械器具の整備・返還、作業環境の整理、洗面、手洗、更衣等は、業務行為に通常又は当然に付随するものとして、業務行為の延長とみることができる。

ウ ○ (昭27. 10. 13基災収3552号)

設問のとおりである。合理的行為等は、事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に付随する行為とみるのが相当であるとされる。

エ ○ (昭30. 5. 12基発298号)

設問のとおりである。生理的行為又は反射的行為によって、一時的に業務行為から離れ、作業が中断される場合であっても、それが私的行為や恣意的行為等でなければ、業務行為に付随する行為とされ、作業からの離脱はなかったものとして取り扱われる。

オ ○ (昭50. 12. 25基発1724号、昭41. 6. 8基災収38)

設問のとおりである。業務を終えた後における負傷は一般に業務災害とされないが、設問の場合は業務行為に通常又は当然に付随するものとして、業務行為の延長とみることができる。

[問5] 労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復を、合理的な経路及び方法により行うことによる負傷、疾病、障害又は死亡は、通勤災害に当たるが、この「住居」、「就業の場所」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 同一市内に住む長女が出産するため、15日間、幼児2人を含む家族の世話をするために長女宅に泊まり込んだ労働者にとって、長女宅は、就業のための拠点としての性格を有する住居と認められる。
- B アパートの2階の一部屋に居住する労働者が、いつも会社に向かって自宅を出発する時刻に、出勤するべく靴を履いて自室のドアから出て1階に降りようとした時に、足が滑り転倒して負傷した場合、通勤災害に当たらない。
- C 一戸建ての家に居住している労働者が、いつも退社する時刻に仕事を終えて自宅に向かってふだんの通勤経路を歩き、自宅の門をくぐって玄関先の石段で転倒し負傷した場合、通勤災害に当たらない。
- D 外回りの営業担当の労働者が、夕方、得意先に物品を届けて直接帰宅する場合、その得意先が就業の場所に当たる。
- E 労働者が、長期入院中の夫の看護のために病院に1か月間継続して宿泊した場合、当該病院は就業のための拠点としての性格を有する住居と認められる。

問5 正解B

A ○ (則7条、昭52.12.23基収1027号ほか)

設問のとおりである。その移動に反復・継続性（おおむね毎月1回以上移動があるとき）が認められるときに通勤として認められる。

B × (昭49.4.9基収314号ほか)

設問の場合、通勤災害に該当する。アパートについては、アパートの外戸が住居と通勤経路との境界であるため、アパートの階段は、通勤の経路と認められる。

C ○ (昭49.7.15基収2110号ほか)

設問のとおりである。一戸建ての屋敷構えの住居については、敷地内に入る地点が住居と通勤との境界であるため、たとえ玄関先の石段で転倒し負傷したとしても通勤災害とは認められない。

D ○ (労災保険法（以下問7まで「法」とする）7条2項)

設問のとおりである。

E ○ (昭52.12.23基収981号ほか)

設問のとおりである。夫の看護のために病院に1か月間継続して宿泊した場合、反復・継続性が認められるため、当該病院は就業のための拠点としての性格を有する住居と認められる。

〔問6〕通勤災害に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働者が上司から直ちに2泊3日の出張をするよう命じられ、勤務先を出てすぐに着替えを取りに自宅に立ち寄り、そこから出張先に向かう列車に乗車すべく駅に向かって自転車で進行中に、踏切で列車に衝突し死亡した場合、その路線が通常の通勤に使っていたものであれば、通勤災害と認められる。
- B 労働者が上司の命により、同じ社員寮に住む病気欠勤中の同僚の容体を確認するため、出勤してすぐに社員寮に戻る途中で、電車にはねられ死亡した場合、通勤災害と認められる。
- C 通常深夜まで働いている男性労働者が、半年ぶりの定時退社の日に、就業の場所からの帰宅途中に、ふだんの通勤経路を外れ、要介護状態にある義父を見舞うために義父の家に立ち寄り、一日の介護を終えた妻とともに帰宅の途につき、ふだんの通勤経路に復した後は、通勤に該当する。
- D マイカー通勤の労働者が、経路上の道路工事のためにやむを得ず通常の経路を迂回して取った経路は、ふだんの通勤経路を外れた部分についても、通勤災害における合理的な経路と認められる。
- E 他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者が、いつもどおり親戚に子供を預けるために、自宅から徒歩10分ほどの勤務先会社の前を通り過ぎて100メートルのところにある親戚の家まで、子供とともに歩き、子供を預けた後に勤務先会社まで歩いて戻る経路のうち、勤務先会社と親戚の家との間の往復は、通勤災害における合理的な経路とは認められない。

問6 正解D

A × (法7条、昭34.7.15基収2980号ほか)

設問の場合は業務災害とされる。住居と出張先との往復は通勤ではなく、業務行為となる。したがって、当該往復行為中の災害は、業務災害とされ、通勤災害としては取り扱われない。

B × (法7条、昭24.12.15基収3001号ほか)

設問の場合は業務災害とされる。労働者の担当業務行為とはいえないが、単なる私的行為ともいえない性質の行為は、それが事業主の特別の業務命令により積極的に是認されている場合、業務災害とされる。

C × (則8条ほか)

要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護は日常生活上必要な行為として認められるが、継続的に又は反復して行われるものに限るため、設問の場合は、日常生活上必要な行為と認められず、たとえ、ふだんの通勤経路に復した後でも、通勤に該当しない。

D ○ (昭48.11.22基発644号ほか)

設問のとおりである。通常通勤している経路が、道路工事、デモ行進等の経路に当たっている場合など当日の交通事情により通常の経路を迂回して取る経路は合理的な経路として認められる。

E × (法7条3項)

他に子供を監護する者がいない共働き労働者などが、託児所、親戚宅等に子供を預けるために取る経路は、通勤災害における合理的な経路と認められる。

〔問7〕業務起因性が認められる傷病が一旦治ゆと認定された後に「再発」した場合は、保険給付の対象となるが、「再発」であると認定する要件として次のアからエの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 当初の傷病と「再発」とする症状の発現との間に医学的にみて相当因果関係が認められること

イ 当初の傷病の治ゆから「再発」とする症状の発現までの期間が3年以内であること

ウ 療養を行えば、「再発」とする症状の改善が期待できると医学的に認められること

エ 治ゆ時の症状に比べ「再発」時の症状が増悪していること

A (アとイ) B (アとエ) C (アとイとエ)

D (アとウとエ) E (アとイとウとエ)

本問のアからエまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウとエを正しいとするDが正解となる。

問7 正解D

ア ○（平27.12.22基補発1222第1号、平26労第243号ほか）

①～③が要件であるとされている。

① その症状の悪化が当初の業務上の又は通勤による傷病と相当因果関係があると認められること

② 症状固定の時からみて明らかに症状が悪化していること

③ 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること

設問は、上記①に該当するため、要件として正しい。

イ ×（平27.12.22基補発1222第1号ほか）

設問のような規定はない。なお、再発した傷病の傷病等級の認定は、6か月以上の期間にわたって治癒しないで存する障害の状態により行うことから、再発に係る療養に6か月以上要する見込みである（又は6か月以上療養している）ことについて主治医の診断書又は意見書等により確認することとされる。

ウ ○（平27.12.22基補発1222第1号ほか）

設問のとおりである。

エ ○（平27.12.22基補発1222第1号ほか）

設問のとおりである。

〔問8〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労災保険の適用事業場のすべての事業主は、労働保険の確定保険料の申告に併せて一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項の規定により徴収する一般拠出金をいう。以下同じ。）を申告・納付することとなっており、一般拠出金の額の算定に当たって用いる料率は、労災保険のいわゆるメリット制の対象事業場であってもメリット料率（割増・割引）の適用はない。
- B 概算保険料を納付した事業主が、所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しなかったとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官は当該事業主が申告すべき正しい確定保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされているが、既に納付した概算保険料の額が所轄都道府県労働局歳入徴収官によって決定された確定保険料の額を超えると、当該事業主はその通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に労働保険料還付請求書を提出することによって、その超える額の還付を請求することができる。
- C 二以上の有期事業が一括されて一の事業として労働保険徴収法の規定が適用される事業の事業主は、確定保険料申告書を提出する際に、前年度中又は保険関係が消滅した日までに終了又は廃止したそれぞれの事業の明細を記した一括有期事業報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。
- D 事業主が所定の納期限までに確定保険料申告書を提出したが、当該事業主が法令の改正を知らなかったことによりその申告書の記載に誤りが生じていると認められるとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官が正しい確定保険料の額を決定し、その不足額が1,000円以上である場合には、労働保険徴収法第21条に規定する追徴金が徴収される。
- E 労働保険料の納付を口座振替により金融機関に委託して行っている社会保険適用事業所（厚生年金保険又は健康保険法による健康保険の適用事業所）の事業主は、労働保険徴収法第19条第3項の規定により納付すべき労働保険料がある場合、有期事業以外の事業についての一般保険料に係る確定保険料申告書を提出するとき、年金事務所を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することができる。

問8 正解E

A ○ (石綿による健康被害の救済に関する法律35条ほか)

設問のとおりである。労災保険適用事業主から徴収される一般拠出金の額は、徴収法における一般保険料の算定の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とされる。なお、一般拠出金率は、業種を問わず、令和4年度においては0.02/1,000とされる。

B ○ (労働保険徴収法(以下問10まで「法」とする)19条6項、労働保険徴収法施行規則(以下問10まで「則」とする)36条ほか)

設問のとおりである。なお、設問の通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から15日以内に納付しなければならない。

C ○ (則34条)

設問のとおりである。一括有期事業の事業主は、次の保険年度の6月1日から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内(当日起算)に、一括有期事業報告書を、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官に提出しなければならない。

D ○ (法21条)

設問のとおりである。追徴金が徴収されない場合は、認定決定により納付すべき確定保険料又はその不足額、若しくは印紙保険料の額が1,000円未満である場合、又は、天災その他やむを得ない理由により認定決定による確定保険料又はその不足額を納付しなくなつた場合、若しくは印紙保険料の納付を怠つたことについて正当な理由があると認められる場合とされ、当該事業主が法令の改正を知らなかったことによりその申告書の記載に誤りが生じていると認められる場合であっても、追徴金が徴収される。

E × (則38条ほか)

設問の場合は、労働保険料の納付を口座振替により行っているため、概算保険料申告書について年金事務所を経由して提出することはできない。

〔問9〕 労災保険のいわゆるメリット制に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 継続事業の一括（一括されている継続事業の一括を含む。）を行った場合には、労働保険徴収法第12条第3項に規定する労災保険のいわゆるメリット制に関して、労災保険に係る保険関係の成立期間は、一括の認可の時期に関係なく、当該指定事業の労災保険に係る保険関係成立の日から起算し、当該指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は当該指定事業のいわゆるメリット収支率の算定基礎に算入しない。
- B 有期事業の一括の適用を受けている建築物の解体の事業であって、その事業の当該保険年度の確定保険料の額が40万円未満のとき、その事業の請負金額（消費税等相当額を除く。）が1億1,000万円以上であれば、労災保険のいわゆるメリット制の適用対象となる場合がある。
- C 有期事業の一括の適用を受けていない立木の伐採の有期事業であって、その事業の素材の見込生産量が1,000立方メートル以上のとき、労災保険のいわゆるメリット制の適用対象となるものとされている。
- D 労働保険徴収法第20条に規定する確定保険料の特例の適用により、確定保険料の額が引き下げられた場合、その引き下げられた額と当該確定保険料の額との差額について事業主から所定の期限内に還付の請求があった場合においても、当該事業主から徴収すべき未納の労働保険料その他の徴収金（石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項の規定により徴収する一般拠出金を含む。）があるときには、所轄都道府県労働局歳入徴収官は当該差額をこの未納の労働保険料等に充当するものとされている。
- E 労働保険徴収法第20条第1項に規定する確定保険料の特例は、第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額及び第二種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用するものとされている。

問9 正解A

A ○（法12条3項）

設問のとおりである。メリット制は、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進するために設けられているため、当該事業主の努力等の及ばない当該指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付はメリット収支率の算定基礎に算入しない。

B ×（法12条3項、則17条ほか）

一括有期事業である建設の事業については、その事業の当該保険年度の確定保険料の額が「40万円以上」の場合に労災保険のメリット制の適用対象となる。

C ×（法12条3項、則35条ほか）

有期事業の一括の適用を受けていない立木の伐採の有期事業については、その事業の素材の「生産量」が1,000立方メートル以上であるとき、労災保険のメリット制の適用対象となる。

D ×（法20条3項、則37条1項）

設問のような規定はない。有期事業のメリット制の適用により確定保険料の額が引き下げられた場合、既に納付された確定保険料の額と引き下げられた確定保険料の額との差額について、事業主が、引き下げられた確定保険料の額の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、労働保険料還付請求書を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏に提出したときは、当該引き下げに伴う差額を還付する。「前記の事業主による還付請求がない場合」には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、既に納付された確定保険料の額と引き下げられた確定保険料の額との差額について、次の保険年度の概算保険料若しくは未納の労働保険料その他徴収法の規定による徴収金又は未納の一般拠出金等に充当する。

E ×（法20条2項）

有期事業のメリット制の規定は、第二種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用されない。第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額につい

ては、設問のとおり準用するものとされている。

〔問10〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 法人の取締役であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権を有しないと認められる者で、事実上、業務執行権を有する役員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受けている場合には労災保険が適用されるため、当該取締役が属する事業場に係る労災保険料は、当該取締役に支払われる賃金（法人の機関としての職務に対する報酬を除き、一般の労働者との条件の下に支払われる賃金のみをいう。）を算定の基礎となる賃金総額に含めて算定する。
- B 労災保険に係る保険関係が成立している造林の事業であって、労働保険徴収法第11条第1項、第2項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。
- C 労災保険に係る保険関係が成立している請負による建設の事業であって、労働保険徴収法第11条第1項、第2項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その事業の種類に従い、請負金額に同法施行規則別表第2に掲げる労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするが、その賃金総額の算定に当たっては、消費税等相当額を含まない請負金額を用いる。
- D 健康保険法第99条の規定に基づく傷病手当金について、標準報酬の6割に相当する傷病手当金が支給された場合において、その傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的給付と認められる場合には、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に含めない。
- E 労働者が業務外の疾病又は負傷により勤務に服することができないため、事業主から支払われる手当金は、それが労働協約、就業規則等で労働者の権利として保障されている場合は、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に含めるが、単に恩恵的に見舞金として支給されている場合は当該賃金総額に含めない。

問10 正解B

A ○（法2条2項、昭34.1.26基発48号ほか）

設問のとおりである。「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもの）で支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く）をいう。

B ×（則15条ほか）

造林の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、「労働基準法12条8項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額」を賃金総額とする。

C ○（則13条）

設問のとおりである。事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く）又は機械器具等の損料に相当する額（消費税等相当額を除く）を請負代金の額（消費税等相当額を除く。）に加算する。厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額に、その事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く）をその請負代金の額（消費税等相当額を除く）から控除する。

D ○（法2条2項、昭24.6.14基災収3850号ほか）

設問のとおりである。傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的給付と認められる場合には、賃金とは認められないとされている。

E ○（昭25.2.16基発127号）

設問のとおりである。徴収法上、祝金、見舞金等については、労働基準法上の賃金の取扱いとは異なり、労働協約等によって事業主にその支給が義務づけられていても、賃金としては取り扱わない。

雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問1〕 特例高年齢被保険者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 特例高年齢被保険者が1の適用事業を離職した場合に支給される高年齢求職者給付金の賃金日額は、当該離職した適用事業において支払われた賃金のみにより算定された賃金日額である。
- B 特例高年齢被保険者が同じ日に1の事業所を正当な理由なく自己の都合で退職し、他方の事業所を倒産により離職した場合、雇用保険法第21条の規定による待期間の満了後1か月以上3か月以内の期間、高年齢者求職者給付金を支給しない。
- C 特例高年齢被保険者が1の適用事業を離職したことにより、1週間の所定労働時間の合計が20時間未満となったときは、特例高年齢被保険者であった者がその旨申し出なければならない。
- D 特例高年齢被保険者の賃金日額の算定に当たっては、賃金日額の下限の規定は適用されない。
- E 2の事業所に雇用される65歳以上の者は、各々の事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であり、かつ、1週間の所定労働時間の合計が20時間以上である場合、事業所が別であっても同一の事業主であるときは、特例高年齢被保険者となることができない。

問1 正解B

A ○ (雇用保険法(以下問7まで「法」とする)37条の4第1項、37条の6)

設問のとおりである。高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を受給資格者とみなして基本手当の日額の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、算定基礎期間が1年未満の者は30日、算定基礎期間が1年以上の者は50日乗じて得た額である。

B × (法37条の4第6項、マルチジョブホルダー業務取扱要領2270ほか)

待期、給付制限の規定は、高年齢求職者給付金について準用されるが、同日付で2以上の事業所を離職した場合等、その離職理由が異なる場合には、給付制限の取扱いが離職者にとって不利益とならない方の離職理由に一本化して給付する。よって、設問の場合は離職理由に基づく給付制限はない。

C ○ (法37条の5第2項)

設問のとおりである。なお、厚生労働大臣は、設問の規定による申出があったときは、事業主に対し、当該労働者が被保険者でなくなったことを通知しなければならない。

D ○ (法37条の4第1項)

設問のとおりである。なお、高年齢求職者給付金の額の算定に係る賃金日額の上限額については、受給資格に係る離職の日において30歳未満の受給資格者について定められた上限額となる。

E ○ (法37条の5第1項)

設問のとおりである。特例高年齢被保険者となることができる要件として「2の事業主」の適用事業(申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間数以上であるものに限る。)における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であることが要件の1つとされており、各々の事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であり、かつ、1週間の所定労働時間の合計が20時間以上である場合、事業所が別であっても同一の事業主であるときは、特例高年齢被保険者となることできない。

〔問2〕適用事業に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 法人格がない社団は、適用事業の事業主とならない。
- B 雇用保険に係る保険関係が成立している建設の事業が労働保険徴収法第8条の規定による請負事業の一括が行われた場合、被保険者に関する届出の事務は元請負人が一括して事業主として処理しなければならない。
- C 事業主が適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営する場合、それぞれの部門が独立した事業と認められるときであっても当該事業主の行う事業全体が適用事業となる。
- D 日本国内において事業を行う外国会社（日本法に準拠してその要求する組織を具備して法人格を与えられた会社以外の会社）は、労働者が雇用される事業である限り適用事業となる。
- E 事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指す。

問2 正解D

A × (法5条ほか)

雇用保険法においては、労働者が雇用される事業を適用事業とするとされ、法人又は法人格がない社団若しくは財団の場合は、その法人又は社団若しくは財団そのものが事業主となる。設問のように法人格がない社団は、適用事業の事業主とならないことはない。

B × (法7条ほか)

請負事業の一括の制度は、労災保険の保険関係に係わる制度であり、雇用保険の保険関係については、元請負人の事業に一括されることはなく、それぞれの下請負人の事業ごとに適用される。

C × (行政手引20106)

事業主が適用事業に該当する部門（適用部門）と暫定任意適用事業に該当する部門（非適用部門）とを兼営している場合は、次によって取り扱う。

①それぞれの部門が独立した事業と認められる場合

→適用部門のみが適用事業となる。

②それぞれの部門が独立した事業と認められない場合であって、主たる業務が適用部門であるとき

→事業全体が適用事業となる。

D ○ (行政手引20051)

設問のとおりである。日本国内において事業を行う外国人経営の事業所も労働者が雇用される事業である限り、適用事業所となる。

E × (行政手引20002)

「事業」とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、ひとつの経営組織として独立性をもった経営体をいう。

[問3] 被保険者の届出に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業主は、その雇用する被保険者を当該事業主の1の事業所から他の事業所に転勤させた場合、両事業所が同じ公共職業安定所の管轄内にあっても、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に雇用保険被保険者転勤届を提出しなければならない。
- B 事業主は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する所定の資格取得届を、年金事務所を経由して提出することができる。
- C 事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格喪失届に必要な応じ所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- D 事業年度開始の時における資本金の額が1億円を超える法人は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、資格取得届に記載すべき事項を、電気通信回線の故障、災害その他の理由がない限り電子情報処理組織を使用して提出するものとされている。
- E 事業主は、59歳以上の労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなると、当該労働者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときでも資格喪失届を提出する際に雇用保険被保険者離職証明書を添えなければならない。

問3 正解C

A ○（雇用保険法施行規則（以下問7まで「則」とする）13条1項）

設問のとおりである。事業主は、その雇用する被保険者を当該事業主の一の事業所から他の事業所に転勤させたときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者転勤届（転勤届）を転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

B ○（則6条2項）

設問のとおりである。なお、事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、当該事実のあった日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届（資格取得届）を所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

C ×（則7条1項）

事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、「当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内」に、雇用保険被保険者資格喪失届（資格喪失届）を所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

D ○（則6条9項）

設問のとおりである。雇用保険被保険者資格喪失届等も同様とされる。

E ○（則7条3項）

設問のとおりである。なお、事業主は、被保険者が離職票の交付を希望する場合には、その者に基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の受給資格がないときであっても、離職証明書を提出しなければならない。

〔問4〕 次の①から④の過程を経た者の④の離職時における基本手当の所定給付日数として正しいものはどれか。

- ① 29歳0月で適用事業所に雇用され、初めて一般被保険者となった。
- ② 31歳から32歳まで育児休業給付金の支給に係る休業を11か月間取得した。
- ③ 33歳から34歳まで再び育児休業給付金の支給に係る休業を12か月間取得した。
- ④ 当該事業所が破産手続を開始し、それに伴い35歳1月で離職した。

一般の受給資格者の所定給付日数					
区分	算定基礎期間				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
一般の受給資格者	90日	120日	150日		

特定受給資格者の所定給付日数					
年齢	算定基礎期間				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

- A 90日
- B 120日
- C 150日
- D 180日
- E 210日



問4 正解C

(法23条、法61条の7ほか)

29歳0月から、35歳1月まで、6年1月(73月)一般被保険者であったが、育児休業給付金の支給に係る休業を23月(11月+12月)休業している。法61条の7第9項の規定により、育児休業給付金の支給を受けたことがある者について算定基礎期間を算定する場合、算定基礎期間は、その者が雇用された期間又は被保険者であった期間から育児休業給付金の支給に係る休業の期間を除いて算定した期間とされる。よって、6年1月(73月)から23月を除いた50月(4年2月)が算定基礎期間となる。設問の者は、当該事業所が破産手続を開始し、それに伴い35歳で離職したため、特定受給資格者で、年齢35歳以上45歳未満、算定基礎期間1年以上5年未満(4年2月)の項目に該当し、基本手当の所定給付日数は150日であり、Cが正解となる。

[問5] 高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 60歳に達した被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）であって、57歳から59歳まで連続して20か月間基本手当等を受けずに被保険者でなかったものが、当該期間を含まない過去の被保険者期間が通算して5年以上であるときは、他の要件を満たす限り、60歳に達した日の属する月から高年齢雇用継続基本給付金が支給される。
- B 支給対象期間の暦月の初日から末日までの間に引き続いて介護休業給付の支給対象となる休業を取得した場合、他の要件を満たす限り当該月に係る高年齢雇用継続基本給付金を受けることができる。
- C 高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が同一の就職につき再就職手当の支給を受けることができる場合、その者の意思にかかわらず高年齢再就職給付金が支給され、再就職手当が支給停止となる。
- D 高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに8か月で雇用され被保険者資格を再取得したときは、新たに取得した被保険者資格に係る高年齢雇用継続基本給付金を受けることができない。
- E 高年齢再就職給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受け、その支給残日数が80日であった場合、その後被保険者資格の再取得があったとしても高年齢再就職給付金は支給されない。

問5 正解E

A × (法61条1項ほか)

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者が60歳に達した日又は60歳に達した日後において、算定基礎期間に相当する期間（被保険者であった期間）が、5年以上あることが要件の一つとされるが、設問の者は、57歳から59歳まで連続して20か月間基本手当等を受けずに被保険者でなかったとされ、前の適用事業での被保険者資格を喪失してからの期間が1年を超えるため、前の適用事業での被保険者資格を喪失するまでの期間は、算定基礎期間に相当する期間に算入されない。よって設問の者には、高年齢雇用継続基本給付金が支給されない。

B × (法61条1項、2項)

高年齢雇用継続基本給付金の「支給対象月」とは、被保険者が60歳に達した日の属する月から65歳に達する日の属する月までの期間内にある月であって、その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月をいう。したがって、設問の者は、当該月に係る高年齢雇用継続基本給付金を受けることができない。

C × (法61条の2第4項)

高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき、再就職手当の支給を受けることができる場合において、その者が再就職手当の支給を受けたときは、高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは、再就職手当を支給しない。

D × (法61条1項、行政手引59311ほか)

高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに、1年以内に再雇用され被保険者資格を再取得したときは、新たに取得した被保険者資格についても、引き続き高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者となり得る。

E ○ (法61条の2第1項、行政手引59314)

設問のとおりである。高年齢再就職給付金は、当該就業に就いた日の前日に

おける基本手当の支給残日数が100日以上ある者に支給されるものであり、その支給残日数が80日であった場合、その後被保険者資格の再取得があったとしても高年齢再就職給付金は支給されない。

〔問6〕 育児休業給付に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

なお、本問において「対象育児休業」とは、育児休業給付金の支給対象となる育児休業をいう。

- ア 保育所等における保育が行われない等の理由により育児休業に係る子が1歳6か月に達した日後の期間について、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合、延長後の対象育児休業の期間はその子が1歳9か月に達する日の前日までとする。
- イ 育児休業期間中に育児休業給付金の受給資格者が一時的に当該事業主の下で就労する場合、当該育児休業の終了予定日が到来しておらず、事業主がその休業の取得を引き続き認めていても、その後の育児休業は対象育児休業とならない。
- ウ 産後6週間を経過した被保険者の請求により産後8週間を経過する前に産後休業を終了した場合、その後引き続き育児休業を取得したときには、当該産後休業終了の翌日から対象育児休業となる。
- エ 育児休業の申出に係る子が1歳に達した日後の期間について、児童福祉法第39条に規定する保育所等において保育を利用することができないが、いわゆる無認可保育施設を利用することができる場合、他の要件を満たす限り育児休業給付金を受給することができる。
- オ 育児休業を開始した日前2年間のうち1年間事業所の休業により引き続き賃金の支払を受けることができなかつた場合、育児休業開始日前3年間に通算して12か月以上のみなし被保険者期間があれば、他の要件を満たす限り育児休業給付金が支給される。

- A (アとイ) B (アとウ) C (イとエ)
D (ウとオ) E (エとオ)

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エとオを正しいとするEが正解となる。

問6 正解E

ア × (法61条の7)

延長後の対象育児休業の期間はその子が「2歳に達する日の前日」までとする。

イ × (法61条の7、行政手引59503-2ほか)

設問のような規定はない。当該育児休業の終了予定日が到来しておらず、事業主がその後の休業の取得を引き続き認めていれば、その後の育児休業も対象育児休業となる。

ウ × (則101条の22第3項、行政手引59503-2ほか)

産前産後休業期間中は、育児休業とされない。設問の者の場合は、産後8週間を経過する翌日以後、対象育児休業となる。

エ ○ (行政手引59603ほか)

設問のとおりである。

オ ○ (法61条の7)

設問のとおりである。育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）が、原則として、その1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前2年間（当該休業を開始した日前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、みなし被保険者期間が通算して12箇月以上であったときに、支給単位期間について支給する。

〔問7〕雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 雇用保険法では、疾病又は負傷のため公共職業安定所に出頭することができなかった期間が15日未満である受給資格者が失業の認定を受けようとする場合、行政庁が指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、受給資格者が正当な理由なくこれを拒むとき、当該行為について懲役刑又は罰金刑による罰則を設けている。
- B 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合に政府が納付をすべきことを命じた金額を徴収する権利は、これを行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する。
- C 厚生労働大臣は、基本手当の受給資格者について給付制限の対象とする「正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合」に該当するかどうかの認定をするための基準を定めようとするときは、あらかじめ労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- D 行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して雇用保険法の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができ、協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。
- E 事業主は、雇用保険に関する書類（雇用安定事業又は能力開発事業に関する書類及び労働保険徴収法又は同法施行規則による書類を除く。）のうち被保険者に関する書類を4年間保管しなければならない。

問7 正解A

A × (法78条、法85条)

行政庁は、求職者給付の支給を行うために必要があると認めるときは、失業の認定を受け、若しくは受けようとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができるが、設問のような命令を拒んだ場合の罰則規定はない。被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が、行政庁の報告の命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合等は懲役刑又は罰金刑による罰則を設けている。

B ○ (法74条)

設問のとおりである。

C ○ (法72条1項)

設問のとおりである。厚生労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされている。

D ○ (法77条の2)

設問のとおりである。

E ○ (則143条)

設問のとおりである。事業主及び労働保険事務組合は、雇用保険に関する書類（雇用安定事業又は能力開発事業に関する書類及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（「徴収法」という）又は徴収法施行規則による書類を除く）をその完結の日から2年間（被保険者に関する書類にあっては、4年間）保管しなければならない。

〔問8〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険徴収法第39条第1項に規定する事業以外の事業（いわゆる一元適用事業）であっても、雇用保険法の適用を受けない者を使用するものについては、二元適用事業に準じ、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定するが、一般保険料の納付（還付、充当、督促及び滞納処分を含む。）については、一元適用事業と全く同様である。
- B 労働者派遣事業により派遣される者は派遣元事業主の適用事業の「労働者」とされるが、在籍出向による出向者は、出向先事業における出向者の労働の実態及び出向元による賃金支払の有無にかかわらず、出向元の適用事業の「労働者」とされ、出向元は、出向者に支払われた賃金の総額を出向元の賃金総額の算定に含めて保険料を納付する。
- C A及びBの2つの適用事業主に雇用される者XがAとの間で主たる賃金を受ける雇用関係にあるときは、XはAとの雇用関係においてのみ労働保険の被保険者資格が認められることになり、労働保険料の算定は、AにおいてXに支払われる賃金のみをAの賃金総額に含めて行い、BにおいてXに支払われる賃金はBの労働保険料の算定における賃金総額に含めない。
- D 適用事業に雇用される労働者が事業主の命により日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合において当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含めない。
- E 労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする者は、原則として労働保険の被保険者にならないので、当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含めない。

問8 正解A

A ○（労働保険徴収法（以下問10まで「法」とする）39条1項、整備令17条）

設問のとおりである。一元適用事業とは、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係を1つの事業についての労働保険の保険関係として取り扱い、保険関係の適用及び保険料の徴収等の事務を両保険につき一元的に処理する事業をいう。

B ×（昭35.11.2基発932号ほか）

在籍出向による出向者は、出向先事業における出向者の「労働の実態及び出向元による賃金支払実態を鑑みて、出向元の適用事業の「労働者」とされる場合」は、出向元は、当該出向者に支払われた賃金の総額を出向元の賃金総額の算定に含めて保険料を納付する。

C ×（法11条、行政手引20352ほか）

2以上の適用事業所に雇用される者について、労災保険の適用については、2以上の適用事業所それぞれでの適用となる。設問の場合、労災保険における労働保険料の算定は、「AにおいてXに支払われる賃金はAの労働保険料の算定における賃金総額に含めて行い、BにおいてXに支払われる賃金はBの労働保険料の算定における賃金総額に含めることで行う」。一方、雇用保険の適用においては、当該2以上の雇用関係のうち、一つの適用関係（その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係とする）について適用となる。設問の場合、雇用保険における労働保険料の算定は、設問のとおり、「AにおいてXに支払われる賃金のみをAの労働保険料の算定における賃金総額に含めて行い、BにおいてXに支払われる賃金はBの労働保険料の算定における賃金総額に含めない」ことになる。

D ×（法11条、行政手引20352ほか）

適用事業に雇用される労働者が事業主の命により日本国の領域外にある適用事業所の支店、出張所等に転動した場合には、被保険者となるため、当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金に含める。

E × (法11条、行政手引20351ほか)

在宅勤務者（労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする者）については、事業所勤務労働者との同一性が確認できれば原則として被保険者となり、当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含める。

〔問9〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業主は、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業が、保険年度又は事業期間の中途に、労災保険に係る保険関係のみ成立している事業に該当するに至ったため、当該事業に係る一般保険料率を変更した場合、既に納付した概算保険料の額と変更後の一般保険料率に基づき算定した概算保険料の額との差額について、保険年度又は事業期間の中途にその差額の還付を請求できない。
- B 事業主は、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業について、保険年度又は事業期間の中途に、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業に該当するに至ったため、当該事業に係る一般保険料率を変更した場合、労働保険徴収法施行規則に定める要件に該当するときは、一般保険料率を変更された日の翌日から起算して30日以内に、変更後の一般保険料率に基づく労働保険料の額と既に納付した労働保険料の額との差額を納付しなければならない。
- C 事業主は、保険年度又は事業期間の中途に、一般保険料の算定の基礎となる賃金総額の見込額が増加した場合に、労働保険徴収法施行規則に定める要件に該当するに至ったとき、既に納付した概算保険料と増加を見込んだ賃金総額の見込額に基づいて算定した概算保険料との差額（以下「増加概算保険料」という。）を納期限までに増加概算保険料に係る申告書に添えて申告・納付しなければならないが、その申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は正しい増加概算保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされている。
- D 事業主は、政府が保険年度の中途に一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率、第三種特別加入保険料率の引下げを行ったことにより、既に納付した概算保険料の額が保険料率引下げ後の概算保険料の額を超える場合は、保険年度の中途にその超える額の還付を請求できない。
- E 事業主は、政府が保険年度の中途に一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率、第三種特別加入保険料率の引上げを行ったことにより、概算保険料の増加額を納付するに至ったとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官が追加徴収すべき概算保険料の増加額等を通知した納付書によって納付することとなり、追加徴収される概算保険料に係る申告書を提出する必要は

ない。

問9 正解C

A ○ (法17条ほか)

設問のとおりである。一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引下げを行ったときであっても、概算保険料は還付されない。

B ○ (法16条、附則5条ほか)

設問のとおりである。労災保険又は雇用保険のいずれかに係る保険関係のみが成立している事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業に該当するに至ったため、一般保険料率が変更した場合において、変更した後の保険料率に基づき算定した概算保険料の額が、既に納付した概算保険料の額の100分の200を超え、かつ、その差額が13万円以上である場合、事業主は、増加概算保険料を申告・納付しなければならない。

C × (法16条ほか)

設問の増加概算保険料については、認定決定は行われない。

D ○ (法17条ほか)

設問のとおりである。

E ○ (法17条ほか)

設問のとおりである。追加徴収による概算保険料は、増加概算保険料の場合とは異なり、額の多少を問わず徴収される。

〔問10〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 雇用保険法第6条に該当する者を含まない4人の労働者を雇用する民間の個人経営による農林水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）において、当該事業の労働者のうち2人が雇用保険の加入を希望した場合、事業主は任意加入の申請をし、認可があったときに、当該事業に雇用される者全員につき雇用保険に加入することとなっている。
- B 雇用保険の適用事業に該当する事業が、事業内容の変更、使用労働者の減少、経営組織の変更等により、雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、自動的に雇用保険の任意加入の認可があったものとみなされ、事業主は雇用保険の任意加入に係る申請書を所轄公共職業安定所長を經由して所轄都道府県労働局長に改めて提出することとされている。
- C 事業の期間が予定されており、かつ、保険関係が成立している事業の事業主は、当該事業の予定されている期間に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に、①労働保険番号、②変更を生じた事項とその変更内容、③変更の理由、④変更年月日を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって届け出なければならない。
- D 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するが、当該費用は、保険給付に要する費用、社会復帰促進等事業及び雇用安定等の事業に要する費用、事務の遂行に要する費用（人件費、旅費、庁費等の事務費）、その他保険事業の運営のために要する一切の費用をいう。
- E 政府は、労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を納付しない事業主に対して、同法第27条に基づく督促を行ったにもかかわらず、督促を受けた当該事業主がその指定の期限までに労働保険料その他同法の規定による徴収金を納付しないとき、同法に別段の定めがある場合を除き、政府は、当該事業主の財産を差し押さえ、その財産を強制的に換価し、その代金をもって滞納に係る労働保険料等に充当する措置を取り得る。

問10 正解B

A ○ (法附則2条ほか)

設問のとおりである。

B × (法附則2条4項)

労災保険又は雇用保険の強制適用事業に該当する事業が、事業内容の変更、使用労働者数の減少、経営組織の変更等により暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき、労災保険又は雇用保険の任意加入に係る厚生労働大臣の認可があったものとみなされ、保険関係は引き続き成立することとなる（「擬制任意適用事業」という）。

C ○ (法4条の2第2項、労働保険徴収法施行規則5条1項、2項)

設問のとおりである。変更事項の届出を要するのは、以下の事項に変更があった場合である。

- ①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②事業の名称
- ③事業の行われる場所
- ④事業の種類
- ⑤有期事業にあつては、事業の予定される期間

D ○ (法10条ほか)

設問のとおりである。

E ○ (法27条ほか)

設問のとおりである。政府は、督促を受けた者が、その指定の期限までに労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を納付しないときには、国税滞納処分の例により滞納処分を行う。滞納処分とは、労働保険料等の滞納金を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押え、その差押え財産を換価して、その代金をもって滞納金に充てる行政処分をいう。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問1〕我が国の労働力に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問は、「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

- A 2021年の就業者数を産業別にみると、2020年に比べ最も減少したのは「宿泊業、飲食サービス業」であった。
- B 2021年の年齢階級別完全失業率をみると、15～24歳層が他の年齢層に比べて、最も高くなっている。
- C 2021年の労働力人口に占める65歳以上の割合は、10パーセントを超えている。
- D 従業上の地位別就業者数の推移をみると、「自営業主・家族従業者」の数は2011年以来、減少傾向にある。
- E 役員を除く雇用者全体に占める「正規の職員・従業員」の割合は、2015年以来、一貫して減少傾向にある。

問1 正解E

- A ○ (令和3年労働力調査(基本集計)平均結果(総務省))
設問のとおりである。一方、「医療、福祉」は884万人と22万人増加した。
- B ○ (令和3年労働力調査(基本集計)平均結果(総務省))
設問のとおりである。完全失業率は、2021年平均で2.8%と、前年と同率となった。
- C ○ (令和3年労働力調査(基本集計)平均結果(総務省))
設問のとおりである。労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)は、2021年平均で前年に比べ8万人の減少(2年連続の減少)となった。
- D ○ (令和3年労働力調査(基本集計)平均結果(総務省))
設問のとおりである。就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は2021年平均で前年と同数となった。就業者に占める雇用者の割合は89.6%と0.1ポイントの上昇となった。自営業主・家族従業者数は6万人の減少となった。
- E × (令和3年労働力調査(基本集計)平均結果(総務省))
2021年の役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、36.7%と0.4ポイントの低下となった。役員を除く雇用者全体に占める「正規の職員・従業員の割合」は、2015年以来、微増減がある程度でほぼ横ばいである。いずれにしても、一貫して減少傾向にあるわけではない。

〔問2〕我が国の令和3年における労働時間制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問は、「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

- A 特別休暇制度の有無を企業規模計で見ると、特別休暇制度のある企業の割合は約6割となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」が最も多くなっている。
- B 変形労働時間制の有無を企業規模計で見ると、変形労働時間制を採用している企業の割合は約6割であり、これを変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が「1か月単位の変形労働時間制」よりも多くなっている。
- C 主な週休制の形態を企業規模計で見ると、完全週休2日制が6割を超えるようになった。
- D 勤務間インターバル制度の導入状況を企業規模計で見ると、「導入している」は1割に達していない。
- E 労働者1人平均の年次有給休暇の取得率を企業規模別にみると、規模が大きくなるほど取得率が高くなっている。

問2 正解C

A ○ (令和3年就労条件総合調査(厚生労働省))

設問のとおりである。夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は59.9%となっており、これを特別休暇制度の種類(複数回答)別にみると、「夏季休暇」42.0%、「病気休暇」23.8%、「リフレッシュ休暇」13.9%となっている。

B ○ (令和3年就労条件総合調査(厚生労働省))

設問のとおりである。変形労働時間制を採用している企業割合は59.6%となっている。変形労働時間制の種類(複数回答)別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が31.4%、「1か月単位の変形労働時間制」が25.0%、「フレックスタイム制」が6.5%となっている。

C × (令和3年就労条件総合調査(厚生労働省))

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は83.5%となっており、このうち「完全週休2日制」を採用している企業割合は48.4%となっている。よって、完全週休2日制は6割を超えていない。

D ○ (令和3年就労条件総合調査(厚生労働省))

設問のとおりである。勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が4.6%、「導入を予定又は検討している」が13.8%、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%となっている。

E ○ (令和3年就労条件総合調査(厚生労働省))

設問のとおりである。1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が116.8日、「300～999人」が115.2日、「100～299人」が112.9日、「30～99人」が109.0日となっている。

〔問3〕我が国の転職者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問は、「令和2年転職者実態調査（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

- A 転職者がいる事業所の転職者の募集方法（複数回答）をみると、「求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等」、「縁故（知人、友人等）」、「自社のウェブサイト」が上位3つを占めている。
- B 転職者がいる事業所において、転職者の処遇（賃金、役職等）決定の際に考慮した要素（複数回答）をみると、「年齢」、「免許・資格」、「前職の賃金」が上位3つを占めている。
- C 転職者がいる事業所で転職者を採用する際に問題とした点（複数回答）をみると、「応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと」、「採用時の賃金水準や処遇の決め方」、「採用後の処遇やキャリア形成の仕方」が上位3つを占めている。
- D 転職者がいる事業所が転職者の採用に当たり重視した事項（複数回答）をみると、「人員構成の歪みの是正」、「既存事業の拡大・強化」、「組織の活性化」が上位3つを占めている。
- E 転職者がいる事業所の転職者に対する教育訓練の実施状況をみると、「教育訓練を実施した」事業所割合は約半数となっている。

問3 正解D

A × (令和2年転職者実態調査(厚生労働省))

転職者がいる事業所の転職者の募集方法(複数回答)をみると、「ハローワーク等の公的機関」、次いで「求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等」、「縁故(知人、友人等)」が上位3つを占めている。

B × (令和2年転職者実態調査(厚生労働省))

転職者がいる事業所において、転職者の処遇(賃金、役職等)決定の際に考慮した要素(複数回答)をみると、「これまでの経験、能力、知識」、「年齢」、「免許、資格」が上位3つを占めている。

C × (令和2年転職者実態調査(厚生労働省))

転職者がいる事業所で転職者を採用する際に問題とした点(複数回答)をみると、「必要な職種に応募してくる人が少ないこと」、「応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと」、「採用時の賃金水準や処遇の決め方」が上位3つを占めている。

D ○ (令和2年転職者実態調査(厚生労働省))

設問のとおりである。

E × (令和2年転職者実態調査(厚生労働省))

転職者がいる事業所の転職者に対する教育訓練の実施状況をみると、「教育訓練を実施した」事業所割合は「74.5%」となっている。

〔問4〕労働関係法規に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、都道府県労働局長又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をしなければならない。
- B 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- C 積極的差別是正措置として、障害者でない者と比較して障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当せず、障害者の雇用の促進等に関する法律に違反しない。
- D 労働者派遣事業の許可を受けた者（派遣元事業主）は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。また、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。
- E 賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

問4 正解A

A × (労働組合法18条1項)

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、「厚生労働大臣又は都道府県知事」は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの「決定をすることができる」。

B ○ (育児介護休業法25条1項)

設問のとおりである。なお、事業主は、労働者が設問の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

C ○ (障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針(平27.3.25厚労告116号))

設問のとおりである。指針では、法違反とならない場合として、設問の他に、「合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果として障害者でない者と異なる取扱いをすること」等の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しないとしている。

D ○ (労働者派遣法30条の2)

設問のとおりである。なお、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

E ○ (パートタイム・有期雇用労働法8条、9条、平30.12.28厚労告430号)

設問のとおりである。事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業

務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

〔問5〕社会保険労務士法令に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 社会保険労務士が、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、行った陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものと同みなされるが、当事者又は訴訟代理人が社会保険労務士の行った陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。
- B 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないものは、社会保険労務士となる資格を有しない。
- C 社会保険労務士法第25条に定める社会保険労務士に対する懲戒処分のうち戒告は、社会保険労務士の職責又は義務に反する行為を行った者に対し、本人の将来を戒めるため、1年以内の一定期間について、社会保険労務士の業務の実施あるいはその資格について制約を課す処分である。
- D 社会保険労務士法第25条に定める社会保険労務士に対する懲戒処分の効力は、当該処分が行われたときより発効し、当該処分を受けた社会保険労務士が、当該処分を不服として法令等により権利救済を求めていることのみによっては、当該処分の効力は妨げられない。
- E 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士である社員が常駐していない事務所においては、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

問5 正解C

A ○（社会保険労務士法（以下本問において「法」とする）2条の2第2項）

設問のとおりである。社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

B ○（法5条3項）

設問のとおりである。社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものも同様に社会保険労務士となる資格を有しない。

C ×（法25条）

法25条に定める社会保険労務士に対する懲戒処分のうち戒告は、業務の停止と異なり、1年以内の一定期間について、社会保険労務士の業務の実施あるいはその資格について制約を課す処分をするという規定はない。

D ○（法25条の5、行政不服審査法25条1項ほか）

設問のとおりである。行政不服審査法25条1項において、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」と規定されており、当該処分を受けた社会保険労務士が、当該処分を不服として法令等により権利救済を求めていることのみによっては、当該処分の効力は妨げられない。

E ○（法25条の9第2項）

設問のとおりである。紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができる。

〔問6〕 確定給付企業年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 確定給付企業年金法第16条の規定によると、企業年金基金（以下本問において「基金」という。）は、規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の同意を得なければならないとされている。
- B 事業主（基金を設立して実施する確定給付企業年金を実施する場合にあっては、基金。以下本問において「事業主等」という。）は、障害給付金の給付を行わなければならない。
- C 掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。この基準にしたがって、事業主等は、少なくとも6年ごとに掛金の額を再計算しなければならない。
- D 企業年金連合会（以下本問において「連合会」という。）を設立するには、その会員となろうとする10以上の事業主等が発起人とならなければならない。
- E 連合会は、毎事業年度終了後6か月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

問6 正解E

A × (確定給付企業年金法 (以下本問において「法」とする) 16条1項)

基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の「認可」を受けなければならないとされている。

B × (法29条2項)

設問の障害給付金及び遺族給付金は、任意給付とされ、法定給付である老齢給付金及び脱退一時金の給付に加え、事業主は給付を行うことができるとされている。

C × (法57条、法58条1項)

事業主等は、少なくとも「5年」ごとに掛金の額を再計算しなければならない。前段の記述は正しい記述である。

D × (法91条の5)

連合会を設立するには、その会員となろうとする「20以上」の事業主等が発起人とならなければならない。

E ○ (法100条の2)

設問のとおりである。なお、事業主等は、毎事業年度終了後4月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔問7〕 高齢者医療確保法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 後期高齢者医療広域連合（以下本問において「広域連合」という。）の区域内に住所を有する75歳以上の者及び広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該広域連合の認定を受けたもののいずれかに該当する者は、広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。
- B 被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を広域連合に届け出なければならないが、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、当該被保険者に代わって届出をすることができない。
- C 広域連合は、広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。
- D 市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。
- E 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（市町村及び広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

問7 正解B

A ○ (高齢者医療確保法(以下本問において「法」とする)50条)

設問のとおりである。なお、設問の規定にかかわらず、生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く)に属する者及び後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに該当する者は、広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としな

B × (法54条2項)

当該被保険者の属する世帯の世帯主は、当該被保険者に代わって届出をすることが「できる」。前段の記述は正しい記述である。

C ○ (法86条2項)

設問のとおりである。設問の傷病手当金は、任意給付とされている。

D ○ (法114条)

設問のとおりである。また、広域連合は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

E ○ (法128条)

設問のとおりである。後期高齢者医療に係わる審査請求に関し、審査請求の期間及び方式、審査請求と処分の取消しの訴えとの関係等については、国民健康保険法と同様である。

〔問8〕社会保険制度の保険者及び被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 国民健康保険組合（以下本問において「組合」という。）を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。当該認可の申請は、10人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者100人以上の同意を得て行うものとされている。
- B 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- C 介護保険の第2号被保険者（市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の、介護保険法第7条第8項に規定する医療保険加入者）は、当該医療保険加入者でなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。
- D 船員保険は、全国健康保険協会が管掌する。船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。）の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、全国健康保険協会に船員保険協議会を置く。船員保険協議会の委員は、10人以内とし、船舶所有者及び被保険者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- E 都道府県若しくは市町村又は組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下本問において「連合会」という。）を設立することができる。都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の都道府県及び市町村並びに組合の2分の1以上が加入したときは、当該区域内のその他の都道府県及び市町村並びに組合は、すべて当該連合会の会員となる。

問8 正解B

A × (国民健康保険法17条)

当該認可の申請は、「15人」以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者「300人」以上の同意を得て行うものとされている。前段の記述は正しい記述である。

B ○ (高齢者医療確保法137条1項)

設問のとおりである。なお、市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

C × (介護保険法11条2項)

介護保険の第2号被保険者は、当該医療保険加入者でなくなった「日」から、その資格を喪失する。

D × (船員保険法6条1項、2項)

船員保険協議会の委員は、「12人」以内とし、船舶所有者、被保険者及び「船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者」のうちから、厚生労働大臣が任命する。前段の記述は正しい記述である。

E × (国民健康保険法84条3項)

都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の都道府県及び市町村並びに組合の「3分の2」以上が加入したときは、当該区域内のその他の都道府県及び市町村並びに組合は、すべて当該連合会の会員となる。前段の記述は正しい記述である。

〔問9〕社会保険制度の保険料及び給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 国民健康保険において、都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値を算定するものとされている。
- B 船員保険において、被保険者の行方不明の期間に係る報酬が支払われる場合には、その報酬の額の限度において行方不明手当金は支給されない。
- C 介護保険において、市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの）に対し、条例で定めるところにより、市町村特別給付（要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの）を行わなければならない。
- D 後期高齢者医療制度において、世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。
- E 後期高齢者医療制度において、後期高齢者医療広域連合は、被保険者が、自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、当該被保険者に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

問9 正解C

A ○（国民健康保険法82条の3第1項）

設問のとおりである。また、都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（都道府県標準保険料率）を算定するものとする。

B ○（船員保険法96条）

設問のとおりである。なお、行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して3月を限度とする。

C ×（介護保険法18条、62条）

介護保険法において、市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対し、条例で定めるところにより市町村特別給付を「行うことができる」とされており、行わなければならないというものではない。

D ○（高齢者医療確保法108条2項）

設問のとおりである。なお、配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

E ○（高齢者医療確保法76条1項）

設問のとおりである。入院時食事療養費及び入院時生活療養費においても同様に当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は支給されない。

〔問10〕社会保険制度の保険給付等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
- B 国民健康保険組合の被保険者が、業務上の事故により負傷し、労災保険法の規定による療養補償給付を受けることができるときは、国民健康保険法による療養の給付は行われない。
- C 児童手当の受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。
- D 船員保険の被保険者であった者が、令和3年10月5日にその資格を喪失したが、同日、疾病任意継続被保険者の資格を取得した。その後、令和4年4月11日に発した職務外の事由による疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき療養のため職務に服することができない状況となった場合は、船員保険の傷病手当金の支給を受けることはできない。
- E 介護保険法における特定施設は、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、地域密着型特定施設ではないものをいい、介護保険の被保険者が自身の居宅からこれら特定施設に入居することとなり、当該特定施設の所在する場所に住民票を移した場合は、住所地特例により、当該特定施設に入居する前に住所を有していた自身の居宅が所在する市町村が引き続き保険者となる。

問10 正解D

A ○（児童手当法15条）

設問のとおりである。また、租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

B ○（国民健康保険法56条1項）

設問のとおりである。

C ○（児童手当法20条1項）

設問のとおりである。市町村は、設問の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。

D ×（船員保険法69条1項、4項）

設問の場合は、船員保険の傷病手当金の支給を受けることは「できる」。船員保険法による職務外の事由（通勤を除く）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付及びその付加給付については、疾病任意継続被保険者に行う給付とされる。疾病任意継続被保険者に係る傷病手当金の支給について、当該被保険者の資格を取得した日から起算して一年以上経過したときに発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病については、行わないとされているが、設問の場合は、これに該当しない。

E ○（介護保険法8条11項、13条1項）

設問のとおりである。介護保険施設、特定施設など住所地特例対象施設に入所等をするにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（住所地特例対象被保険者に限る）であって、当該住所地特例対象施設に入所等をした際、ほかの市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該ほかの市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、2以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、現に入所等をしている住所地特例対象施設（現入所施設）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（直前入所施設）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの

(特定継続入所被保険者) については、この限りでないとされる。

健康保険法

〔問1〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者又は被扶養者の業務災害（労災保険法第7条第1項第1号に規定する、労働者の業務上の負傷、疾病等をいう。）については健康保険法に基づく保険給付の対象外であり、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合には、健康保険の保険給付の申請はできない。
- B 健康保険組合の理事長は、規約の定めるところにより、毎年度2回通常組合会を招集しなければならない。また、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。
- C 事業主は、被保険者が資格を喪失したときは、遅滞なく被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならないが、テレワークの普及等に対応した事務手続きの簡素化を図るため、被保険者は、被保険者証を事業主を経由せずに直接保険者に返納することが可能になった。
- D 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い医療行為が必要となったが、当該医療機関において医療保険適用病床に空きがないため、患者を転床させずに、当該介護保険適用病床において療養の給付又は医療が行われた場合、当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものとされている。
- E 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変定の要件に該当する被保険者の報酬月額に関する届出は、当該育児休業等を終了した日から5日以内に、当該被保険者が所属する適用事業所の事業主を経由して、所定の事項を記載した届書を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行う。

問1 正解D

- A × (健康保険法(以下問10まで「法」とする)55条1項、平25.8.14事務連絡)

労災保険法の業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先される。そのため、まずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。健康保険の保険給付の申請はできないとまではされていない。

- B × (健康保険法施行令(以下問10まで「令」とする)7条)

健康保険組合の理事長は、規約の定めるところにより、毎年度「1回」通常組合会を招集しなければならない。その他の記述は正しい記述である。

- C × (健康保険法施行規則(以下問10まで「則」とする)51条1項)

設問のような規定はない。なお、保険者は、被保険者の資格の取得等により被保険者(任意継続被保険者を除く)に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならないが、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

- D ○ (平30.3.30保医発0330第2号ほか)

設問のとおりである。なお、介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わない。

- E × (則26条の2)

育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変定の要件に該当する被保険者の報酬月額に関する届出は、「速やかに」、当該被保険者が所属する適用事業所の事業主を経由して、所定の事項を記載した届書を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行う。

〔問2〕被保険者及び被扶養者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者の数が5人以上である適用事業所に使用される法人の役員としての業務（当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。
- B 適用事業所に新たに使用されることになったが、使用されるに至った日から自宅待機とされた場合は、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときには、その休業手当の支払いの対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。また、当該資格取得時における標準報酬月額の見直しについては、現に支払われる休業手当等に基づき決定し、その後、自宅待機が解消したときは、標準報酬月額の随時改定の対象とする。
- C 出産手当金の支給要件を満たす者が、その支給を受ける期間において、同時に傷病手当金の支給要件を満たした場合は、出産手当金の支給が優先され、支給を受けることのできる出産手当金の額が傷病手当金の額を上回っている場合は、当該期間中の傷病手当金は支給されない。
- D 任意継続被保険者となるためには、被保険者の資格喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）でなければならないが、任意継続被保険者に関する保険料は、任意継続被保険者となった月から算定する。
- E 保険者は、被保険者（任意継続被保険者を除く。）に被保険者証を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならないとされているが、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

問2 正解A

A × (法53条の2)

被保険者の数が5人「未満」である適用事業所に使用される法人の役員としての業務（当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。

B ○ (昭50.3.29保険発25号ほか)

設問のとおりである。なお、定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当又は労働協約等に基づく報酬が支払われた場合においては、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。

C ○ (法103条1項)

設問のとおりである。なお、出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、原則として、出産手当金の内払とみなす。

D ○ (法3条4項、法157条ほか)

設問のとおりである。なお、各月の保険料の算定方法は、当然被保険者と同様とされる。

E ○ (則47条)

設問のとおりである。

〔問3〕健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 健康保険法第100条では、「被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。」と規定している。
- イ 被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は療養所に移送されたときは、保険者が必要であると認める場合に限り、移送費が支給される。移送費として支給される額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により保険者が算定した額から3割の患者自己負担分を差し引いた金額とする。ただし、現に移送に要した金額を超えることができない。
- ウ 全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、協会の理事長が当該変更に係る都道府県に所在する協会支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。その議を経た後、協会の理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- エ 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、後の傷病に係る待期間の経過した日を後の傷病に係る傷病手当金の支給を始める日として傷病手当金の額を算定し、前の傷病に係る傷病手当金の額と比較し、いずれが多い額の傷病手当金を支給する。その後、前の傷病に係る傷病手当金の支給が終了又は停止した日において、後の傷病に係る傷病手当金について再度額を算定し、その額を支給する。
- オ 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、基本利用料とその他の利用料を、その費用ごとに区分して記載した領収書を交付しなければならない。

- A （アとイ） B （アとウ） C （イとエ）
 D （イとオ） E （エとオ）

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエを誤りとするCが正解となる。

問3 正解C

ア ○（法100条1項）

設問のとおりである。設問の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、設問の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

イ ×（法97条1項、則80条）

移送費として支給される額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により「保険者が算定した金額」とされる。ほかの記述は正しい記述である。

ウ ○（法160条6項、8項）

設問のとおりである。厚生労働大臣は、設問の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

エ ×（則84条の2第7項、平27.12.18事務連絡）

「その後、前の傷病に係る傷病手当金の支給が終了又は停止した日において、後の傷病に係る傷病手当金について再度額を算定し、その額を支給する」という規定はない。そのほかの記述は正しい記述である。

オ ○（法88条9項、則72条）

設問のとおりである。なお、被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合においては、その被保険者に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に支払うものとする。

〔問4〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、夫婦とも被用者保険の被保険者である場合には、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、健康保険被扶養者（異動）届が出された日の属する年の前年分の年間収入の多い方の被扶養者とする。
- B 被保険者の事実上の婚姻関係にある配偶者の養父母は、世帯は別にしても主としてその被保険者によって生計が維持されていれば、被扶養者となる。
- C 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を、前年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の標準報酬月額総額及び標準賞与額の合算額で除して得た率を基準として、保険者が定める。
- D 患者自己負担割合が3割である被保険者が保険医療機関で保険診療と選定療養を併せて受け、その療養に要した費用が、保険診療が30万円、選定療養が10万円であるときは、被保険者は保険診療の自己負担額と選定療養に要した費用を合わせて12万円を当該保険医療機関に支払う。
- E 全国健康保険協会の役員若しくは役職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならず、健康保険法の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると定められている。

問4 正解E

A × (令3.4.30保保発0430第2号ほか)

設問の場合、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。）が多い方の被扶養者とする。なお、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

B × (法3条7項)

設問の被保険者の事実上の婚姻関係にある配偶者の養父母は同一世帯でなければ、被扶養者とならない。

C × (法160条16項)

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額を「当該年度」における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の「見込額」で除して得た率を基準として、保険者が定める。

D × (法86条2項)

設問の被保険者は保険診療の自己負担額（30万円×3割＝9万円）と選定療養に要した費用（10万円）を合わせて「19万円」を当該保険医療機関に支払う。

E ○ (法207条の2)

設問のとおりである。設問の規定は、健康保険法において、最も重い罰則とされる。

[問5] 健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 健康保険法第7条の14によると、厚生労働大臣又は全国健康保険協会理事長は、それぞれその任命に係る全国健康保険協会の役員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反があるときのいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。また、全国健康保険協会理事長は、当該規定により全国健康保険協会理事を解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- B 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。また、2以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、被保険者の同意は、各適用事業所について得なければならない。
- C 健康保険組合の監事は、組合会において、健康保険組合が設立された適用事業所（設立事業所）の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ1人を選挙で選出する。なお、監事は、健康保険組合の理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。
- D 被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者（任意継続被保険者、特定退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者ではないものとする。）であった者が、被保険者の資格を喪失した日より6か月後に出産したときに、被保険者が当該出産に伴う出産手当金の支給の申請をした場合は、被保険者として受けることができるはずであった出産手当金の支給を最後の保険者から受けることができる。
- E 傷病手当金の支給を受けようとする者は、健康保険法施行規則第84条に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならないが、これらに加え、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、労災保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは同法に基づく条例の規定により、傷病手当金に相当する給付を受け、又は受けようとする場合は、その旨を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

問5 正解D

A ○（法7条の14第2項、第3項）

設問のとおりである。また、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が、「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない」という規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

B ○（法12条）

設問のとおりである。また、1又は2以上の適用事業所について常時700人（共同設立の場合は3,000人）以上の被保険者を使用する事業主は、健康保険組合を設立することができる。

C ○（法21条4項、5項）

設問のとおりである。健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

D ×（法104条ほか）

資格喪失後に出産した場合に、出産手当金を受けるには、資格喪失の際に出産手当金の支給を受けているか又は受け得る状態であることが要件とされる。設問の場合は、資格喪失の日から6か月後に出産しており、資格喪失の際に出産手当金の支給を受けておらず、また、受け得る状態にも該当しない。（出産手当金は、出産又は出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間に支給となる。）

なお、出産育児一時金について、設問の内容と混同しやすいので注意すること。1年以上被保険者であった者（任意継続被保険者等一定の者を除く。）が被保険者の資格を喪失した日後6月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。

- E ○ (則84条 1項10号)
設問のとおりである。

〔問6〕健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険者は、健康保険において給付事由が第三者の行為によって生じた事故について保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。
- B 日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して6か月（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、1年6か月）を超えないものとする。
- C 保険者は、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等（労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。
- D 健康保険の適用事業所と技能養成工との関係が技能の養成のみを目的とするものではなく、稼働日数、労務報酬等からみて、実体的に使用関係が認められる場合は、当該技能養成工は被保険者資格を取得する。
- E 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができるが、被保険者が数日前に闘争しその当時はなんらかの事故は生じなかったが、相手が恨みを晴らす目的で、数日後に不意に危害を加えられたような場合は、数日前の闘争に起因した闘争とみなして、当該給付事由に係る保険給付はその全部又は一部を行わないことができる。

問6 正解E

A ○ (法57条)

設問のとおりである。保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。以下同じ。）が「第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。この場合において」、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

なお、本肢では、上記「 」部分が省略されており、本来は省略すべきではなかったと考えられるが、他に明らかに誤りの肢があることから、本肢は正しいものとしている。

B ○ (法135条3項)

設問のとおりである。厚生労働大臣の指定する疾病とは、結核性疾患とされる。

C ○ (法150条1項、2項、3項)

設問のとおりである。また、保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

D ○ (昭26.11.2保文4602号)

設問のとおりである。陶器製造業者が使用する職工で技術見習のために報酬を受けず、弁当弁弁で通勤し技術見習の傍事業一般の手伝をなすものがある。技術見習後は適當の給料を支給するが、普通6ヵ月、遅いものは2年位見習となり、当該期間は報酬を受けない。しかし、健康保険の適用事業所に使用され

る限り被保険者である。

E × (法117条、昭2.4.27保理1956号)

数日後に不意に危害を加えられたような場合における当該給付事由に係る保険給付は行われるものとされる。

〔問7〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者は、被保険者又はその被扶養者が65歳に達したことにより、介護保険第2号被保険者（介護保険法第9条第2号に該当する被保険者をいう。）に該当しなくなったときは、遅滞なく、事業所整理記号及び被保険者整理番号等を記載した届書を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。
- B 健康保険法第3条第5項によると、健康保険法において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。したがって、名称は異なっても同一性質を有すると認められるものが、年間を通じ4回以上支給される場合において、当該報酬の支給が給与規定、賃金協約等によって客観的に定められており、また、当該報酬の支給が1年間以上にわたって行われている場合は、報酬に該当する。
- C 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。当該処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定前でも提起することができる。
- D 自動車通勤者に対してガソリン単価を設定して通勤手当を算定している事業所において、ガソリン単価の見直しが月単位で行われ、その結果、毎月ガソリン単価を変更し通勤手当を支給している場合、固定的賃金の変動には該当せず、標準報酬月額 of 随時改定の対象とならない。
- E 被保険者が故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由についての保険給付は行われないため、自殺未遂による傷病に係る保険給付については、その傷病の発生が精神疾患に起因するものであっても保険給付の対象とならない。

問7 正解B

A × (則40条1項)

介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合の届出において、その事由が被保険者又は被扶養者が65歳に達したことによるときは、届出不要とされている。

B ○ (昭36.1.26保発5号ほか)

設問のとおりである。「賞与」について、7月2日以降新たにその支給が諸規定に定められた場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬に該当しないものとする。

C × (法189条1項、法192条)

当該処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の「決定後」においては、提起することができる。前段の記述は正しい記述である。

D × (令3.4.1事務連絡、法43条ほか)

毎月のガソリン単価の変更は、日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更と同様とされ、固定的賃金の変動に該当し、標準報酬月額の随時改定の対象となる。

E × (法116条、平22.5.21保発0521第1号)

精神異常により自殺を企てたものと認められる場合においては、法116条の「故意」に該当せず、保険給付は為すべきものであるとされる。

〔問8〕定時決定及び随時改定等の手続きに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者Aは、労働基準法第91条の規定により減給の制裁が6か月にわたり行われることになった。そのため、減給の制裁が行われた月から継続した3か月間（各月とも、報酬支払基礎日数が17日以上あるものとする。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基本となった従前の報酬月額に比べて2等級以上の差が生じたため、標準報酬月額の随時改定の手続きを行った。なお、減給の制裁が行われた月以降、他に報酬の変動がなかったものとする。
- B 被保険者Bは、4月から6月の期間中、当該労働日における労働契約上の労務の提供地が自宅とされたことから、テレワーク勤務を行うこととなったが、業務命令により、週に2回事業所へ一時的に出社した。Bが事業所へ出社した際に支払った交通費を事業主が負担する場合、当該費用は報酬に含まれるため、標準報酬月額の定時決定の手続きにおいてこれらを含めて計算を行った。
- C 事業所が、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後に、被保険者Cが業務のために使用した通信費や電気料金を精算したものの、仮払い金額が業務に使用した部分の金額を超過していたが、当該超過部分を事業所に返還しなかった。これら超過して支払った分も含め、仮払い金は、経費であり、標準報酬月額の定時決定の手続きにおける報酬には該当しないため、定時決定の手続きの際に報酬には含めず算定した。
- D X事業所では、働き方改革の一環として、超過勤務を禁止することにしたため、X事業所の給与規定で定められていた超過勤務手当を廃止することにした。これにより、当該事業所に勤務する被保険者Dは、超過勤務手当の支給が廃止された月から継続した3か月間に受けた報酬の総額を3で除した額が、その者の標準報酬月額の基本となった従前の報酬月額に比べて2等級以上の差が生じた。超過勤務手当の廃止をした月から継続する3か月間の報酬支払基礎日数はすべて17日以上であったが、超過勤務手当は非固定的賃金であるため、当該事業所は標準報酬月額の随時改定の手続きは行わなかった。なお、超過勤務手当の支給が廃止された月以降、他に報酬の変動がなかったものとする。
- E Y事業所では、給与規定の見直しを行うに当たり、同時に複数の変動的な手当の新設及び廃止が発生した。その結果、被保険者Eは当該変動的な手当の新設及び廃止が発生した月から継続した3か月間（各月とも、報酬支払基礎日数

は17日以上あるものとする。) に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基本となった従前の報酬月額に比べて2等級以上の差が生じたため、標準報酬月額の随時改定の手続きを行った。なお、当該変動的な手当の新設及び廃止が発生した月以降、他に報酬の変動がなかったものとする。

問8 正解E

A × (令3.4.1事務連絡ほか)

設問の場合は固定的賃金の変動に該当しないため、標準報酬月額の時時改定の対象とされない。

B × (令3.4.1事務連絡ほか)

当該労働日における労働契約上の労務の提供地が自宅の場合、労働契約上、当該労働日の労務提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等に一時的に出勤し、その移動にかかる実費を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、社会保険料・労働保険料等の算定基礎となる報酬等・賃金には含まれない。

C × (令3.4.1事務連絡ほか)

一つの手当において、実費弁償分であることが明確にされている部分とそれ以外の部分がある場合には、当該実費弁償分については社会保険料・労働保険料等の算定基礎に含める必要はなく、それ以外の部分は社会保険料・労働保険料等の算定基礎に含まれるとされる。

また、労働者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が労働者に対して毎月5,000円を渡し切りで支給するもの）であれば、社会保険料・労働保険料等の算定の基礎に含まれると考えられる。

D × (令3.4.1事務連絡ほか)

設問の場合、手当自体が廃止されているため、当該廃止は賃金体系の変更とみなされ、時時改定の対象となる。

E ○ (令3.4.1事務連絡ほか)

設問のとおりである。変動的な手当の廃止と創設が同時に発生した場合等については、3か月の平均報酬月額が増額した場合・減額した場合のどちらも時時改定の対象となる。

〔問9〕現金給付である保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者が自殺により死亡した場合は、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行う者がいたとしても、自殺については、健康保険法第116条に規定する故意に給付事由を生じさせたときに該当するため、当該給付事由に係る保険給付は行われず、埋葬料は不支給となる。
- B 被保険者が出産手当金の支給要件に該当すると認められれば、その者が介護休業期間中であっても当該被保険者に出産手当金が支給される。
- C 共済組合の組合員として6か月間加入していた者が転職し、1日の空白もなく、A健康保険組合の被保険者資格を取得して7か月間加入していた際に、療養のため労務に服することができなくなり傷病手当金の受給を開始した。この被保険者が、傷病手当金の受給を開始して3か月が経過した際に、事業所を退職し、A健康保険組合の任意継続被保険者になった場合でも、被保険者の資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けていることから、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者から傷病手当金の給付を受けることができる。
- D 療養費の支給対象に該当するものとして医師が疾病又は負傷の治療上必要であると認めた治療用装具には、義眼、コルセット、眼鏡、補聴器、胃下垂帯、人工肛門受便器（ペロツテ）等がある。
- E 移送費の支給が認められる医師、看護師等の付添人による医学的管理等について、患者がその医学的管理等に要する費用を支払った場合にあっては、現に要した費用の額の範囲内で、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、現に移送に要した費用とともに移送費として支給を行うことができる。

問9 正解B

A × (昭26.3.19保文発721号)

被保険者の自殺による死亡は故意に基づく事故ではあるが、死亡は絶対的な事故であるとともに、この死亡に対する保険給付としての埋葬料は、被保険者であった者に生計を依存していた者で埋葬を行うものに対して支給されるという性質のものであるから、法116条後段に該当しないものとして取り扱い、埋葬料を支給しても差し支えない。

B ○ (平11.3.31保険発46号・庁保険発9号ほか)

設問のとおりである。出産手当金の支給要件に該当すると認められる者については、その者が介護休業期間中であっても出産手当金が支給される。なお、出産手当金が支給される場合であって、同一期間内に事業主から介護休業手当等で報酬と認められるものが支給されているときは、出産手当金の支給額について調整を図ることとされている。

C × (法104条)

傷病手当金の資格喪失後の継続給付は、被保険者資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者に支給される。この「引き続き1年以上」の期間には、日雇特例被保険者、任意継続被保険者、特例退職被保険者及び共済組合の組合員である被保険者であった期間は含まれない。設問の者は、対象となる被保険者期間が10か月（7か月＋3か月）であり、1年に満たないため、資格喪失後の傷病手当金の給付を受けることができない。

D × (昭25.2.8保発9号ほか)

義眼、コルセットは療養費の支給対象となるが、眼鏡、補聴器、胃下垂帯、人工肛門受便器（ペロツテ）は対象とされない。

E × (平6.9.9保険発119号ほか)

設問の場合、現に要した費用の額の範囲内で、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、「移送費とは別に、療養費の支給を行うことができる」とされている。

[問10] 費用の負担に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 3月31日に会社を退職し、翌日に健康保険の被保険者資格を喪失した者が、4月20日に任意継続被保険者の資格取得届を提出すると同時に、4月分から翌年3月分までの保険料をまとめて前納することを申し出た。この場合、4月分は前納保険料の対象とならないが、5月分から翌年の3月分までの保険料は、4月末日までに払い込むことで、前納に係る期間の各月の保険料の額の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円として計算する）を控除した額となる。
- B 6月25日に40歳に到達する被保険者に対し、6月10日に通貨をもって夏季賞与を支払った場合、当該標準賞与額から被保険者が負担すべき一般保険料額とともに介護保険料額を控除することができる。
- C 4月1日にA社に入社し、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格を取得した被保険者Xが、4月15日に退職し被保険者資格を喪失した。この場合、同月得喪に該当し、A社は、被保険者Xに支払う報酬から4月分としての一般保険料額を控除する。その後、Xは4月16日にB社に就職し、再び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格を取得し、5月以降も継続して被保険者である場合、B社は、当該被保険者Xに支払う報酬から4月分の一般保険料額を控除するが、この場合、A社が徴収した一般保険料額は被保険者Xに返還されることはない。
- D 育児休業期間中に賞与が支払われた者が、育児休業期間中につき保険料免除の取扱いが行われている場合は、当該賞与に係る保険料が徴収されることはないが、標準賞与額として決定され、その年度における標準賞与額の累計額に含めなければならない。
- E 日雇特例被保険者が、同日において、午前にはA健康保険組合管掌健康保険の適用事業所で働き、午後には全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所で働いた。この場合の保険料の納付は、各適用事業所から受ける賃金額により、標準賃金日額を決定し、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に適用事業所ごとに健康保険印紙を貼り、これに消印して行われる。

問10 正解E

A ○ (法165条、令48条、令49条ほか)

任意継続被保険者は、保険料の前納について、6月間（4月から9月まで・10月から翌年3月まで）又は12月間（4月から翌年3月まで）の単位で行うものとされ、当該期間の間に、その資格を取得した者については、当該期間のうち資格取得した日の属する月の翌月以降の期間（設問の場合は5月から翌年3月まで）の保険料について前納することができる。前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日（設問の場合は4月末日）までに払い込まなければならない。前納すべき額は、令49条の規定により算出した額であり、設問のとおりである。

なお、前納する場合の保険料の額は、前納に係る期間の各月の保険料の額から「政令で定める額」を控除した額とされており、当該「政令で定める額」は、「前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に1円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円として計算する。）を控除した額」とされていることから、厳密には本肢の「を控除した額となる」の部分は、「を控除した額を控除した額となる」とすべきであったが、他に明らかに誤りの肢があったため、本肢は正しいものとした。

B ○ (法156条1項、法167条2項)

被保険者に関する保険料は、各月につき算定するものであるから、設問のように、6月に40歳に到達する被保険者の介護保険料については、6月中に支払われる夏期賞与がある場合には、当該標準賞与額より控除することができる。

C ○ (法167条1項、昭27.7.14保文発3917号ほか)

設問のとおりである。報酬から控除できるのは、被保険者が負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料のみであり、被保険者がその事業所に使用されなくなった場合に限り、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料を控除することができる。よって、設問のA社における4月分の保険料控除についての記

述は正しい。なお、設問後半のB社における保険料控除についても、設問にある通りであり、4月分がA社、B社ともに控除されたとしても、A社から4月分が返還されることはない。

D ○ (法45条ほか)

設問のとおりである。当該賞与額は標準賞与額として決定され、その年度における標準賞与額の累計額に含めなければならない。

E × (法125条6項、法167条2項、3項)

一日において二以上の事業所に使用される場合には、初めに使用される事業所（設問の場合は、A健康保険組合管掌健康保険の適用事業所）から受ける賃金につき、算定した額が日雇特例被保険者の賃金日額とされ、標準賃金日額が決定される。また、初めに使用される事業所の事業主（設問の場合は、A健康保険組合管掌健康保険の適用事業所の事業主）が、標準賃金日額にかかる保険料を納付する義務を負う。

厚生年金保険法

〔問1〕 次のアからオの記述のうち、厚生年金保険法第38条第1項及び同法附則第17条の規定によってどちらか一方の年金の支給が停止されるものの組合せとして正しいものはいくつあるか。ただし、いずれも、受給権者は65歳に達しているものとする。

- ア 老齢基礎年金と老齢厚生年金
- イ 老齢基礎年金と障害厚生年金
- ウ 障害基礎年金と老齢厚生年金
- エ 障害基礎年金と遺族厚生年金
- オ 遺族基礎年金と障害厚生年金

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イ及びオの二つを正しいとするBが正解となる。

問1 正解B

- ア × (厚生年金保険法(以下問10まで「法」とする)38条ほか)
支給停止されない。
- イ ○ (法38条ほか)
併給されず、どちらか一方の年金の支給が停止される。
- ウ × (法38条ほか)
支給停止されない。
- エ × (法38条ほか)
支給停止されない。
- オ ○ (法38条ほか)
併給されず、どちらか一方の年金の支給が停止される。

〔問2〕適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者（以下本問において「当該被保険者」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 当該被保険者を使用する適用事業所の事業主が、当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をしたときを除き、当該被保険者は保険料の全額を負担するが、保険料の納付義務は当該被保険者が保険料の全額を負担する場合であっても事業主が負う。
- B 当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をした適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって当該同意を撤回することができる。
- C 当該被保険者が保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、厚生労働大臣が指定した期限までにその保険料を納付しないときは、厚生年金保険法第83条第1項に規定する当該保険料の納期限の属する月の末日に、その被保険者の資格を喪失する。なお、当該被保険者の事業主は、保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことについて同意していないものとする。
- D 当該被保険者の被保険者資格の取得は、厚生労働大臣の確認によってその効力を生ずる。
- E 当該被保険者が、実施機関に対して当該被保険者資格の喪失の申出をしたときは、当該申出が受理された日の翌日（当該申出が受理された日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

問2 正解E

A × (法附則4条の3第7項)

適用事業所の事業主が同意をしたときに限り、事業主が保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

B × (法附則4条の3第8項)

事業主は、「高齢任意加入被保険者の同意を得て」、将来に向かって、保険料の半額負担及び保険料の納付義務についての同意を撤回することができる。

C × (法附則4条の3第6項)

適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く）を滞納し、督促状の指定の期限までに、その保険料を納付しないとき（事業主の保険料の半額負担及び納付義務についての同意があるときを除く）は、当該保険料の納期限の属する月の「前月の末日」に、被保険者の資格を喪失する。

D × (厚生年金施行令（以下問10まで「令」とする）6条)

高齢任意加入被保険者の被保険者資格の取得については、確認は必要ない。

E ○ (法附則4条の3第4項、5項)

設問のとおりである。なお、高齢任意加入被保険者となることの申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。

[問3] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 甲は、昭和62年5月1日に第3種被保険者の資格を取得し、平成元年11月30日に当該被保険者資格を喪失した。甲についての、この期間の厚生年金保険の被保険者期間は、36月である。
- B 老齢厚生年金の加給年金額の加算の対象となっていた子（障害等級に該当する障害の状態にないものとする。）が、18歳に達した日以後の最初の3月31日よりも前に婚姻したときは、その子が婚姻した月の翌月から加給年金額の加算がされなくなる。
- C 適用事業所に使用されている第1号厚生年金被保険者である者は、いつでも、当該被保険者の資格の取得に係る厚生労働大臣の確認を請求することができるが、当該被保険者であった者が適用事業所に使用されなくなった後も同様に確認を請求することができる。
- D 障害手当金の受給要件に該当する被保険者が、障害手当金の障害の程度を定めるべき日において遺族厚生年金の受給権者である場合は、その者には障害手当金は支給されない。
- E 同時に2以上の適用事業所で報酬を受ける厚生年金保険の被保険者について標準報酬月額を算定する場合においては、事業所ごとに報酬月額を算定し、その算定した額の平均額をその者の報酬月額とする。

問3 正解E

A ○ (法19条1項、昭60法附則47条4項)

設問のとおりである。被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされ、甲の被保険者期間は、昭和62年5月から平成元年10月までの30月に、当該期間が第3種被保険者であった期間に該当するため、5分の6を乗じた36月(=30×6/5)となる。

B ○ (法44条4項)

設問のとおりである。加給年金額が加算された老齢厚生年金については、当該加給年金額の加算の要件となっている子が、婚姻をしたときは、その者に係る加給年金額は加算されないものとされ、子が婚姻をした月の翌月から、年金の額が改定される。

C ○ (法31条1項)

設問のとおりである。被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、確認を請求することができる」とされている。

D ○ (法56条ほか)

設問のとおりである。年金たる保険給付の受給権者(最後に障害等級1級～3級に該当する程度の障害の状態(以下「障害状態」という)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る)を除く)に対しては障害手当金は支給されない。

E × (法24条2項)

同時に2以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について定時決定、資格取得時決定、随時改定若しくは育児休業等を終了した際の改定又は保険者算定の規定によって「算定した額の合算額」が、その者の報酬月額とされる。

[問4] 次のアからオの記述のうち、厚生年金保険法第85条の規定により、保険料を保険料の納期前であっても、すべて徴収することができる場合として正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 法人たる納付義務者が法人税の重加算税を課されたとき。
- イ 納付義務者が強制執行を受けるとき。
- ウ 納付義務者について破産手続開始の申立てがなされたとき。
- エ 法人たる納付義務者の代表者が死亡したとき。
- オ 被保険者の使用される事業所が廃止されたとき。

- A (アとウ) B (アとエ) C (イとウ)
- D (イとオ) E (ウとオ)

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとオを正しいとするDが正解となる。

問4 正解D

ア × (法85条)

設問による事由により、保険料を保険料の納期前であっても、すべて徴収することができるという規定はない。

保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

①納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

- イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき
- ロ 強制執行を受けるとき
- ハ 破産手続開始の決定を受けたとき
- ニ 企業担保権の実行手続の開始があったとき
- ホ 競売の開始があったとき

②法人たる納付義務者が、解散をした場合

③被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

④被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合

イ ○ (法85条)

設問のとおりである。

ウ × (法85条)

設問による事由により、保険料を保険料の納期前であっても、すべて徴収することができるという規定はない。

エ × (法85条)

設問による事由により、保険料を保険料の納期前であっても、すべて徴収することができるという規定はない。

オ ○ (法85条)

設問のとおりである。

〔問5〕老齢厚生年金の支給繰上げ、支給繰下げに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 老齢厚生年金の支給繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、その請求を同時に行わなければならない。
- B 昭和38年4月1日生まれの男性が老齢厚生年金の支給繰上げの請求を行い、60歳0か月から老齢厚生年金の受給を開始する場合、その者に支給する老齢厚生年金の額の計算に用いる減額率は24パーセントとなる。
- C 68歳0か月で老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行った者に対する老齢厚生年金の支給は、当該申出を行った月の翌月から開始される。
- D 老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行った場合でも、経過的加算として老齢厚生年金に加算された部分は、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出に応じた増額の対象とはならない。
- E 令和4年4月以降、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができる年齢の上限が70歳から75歳に引き上げられた。ただし、その対象は、同年3月31日時点で、70歳未満の者あるいは老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の者に限られる。

問5 正解D

A ○ (法附則7条の3第2項)

設問のとおりである。

B ○ (法附則7条の3第4項、令6条の3ほか)

設問のとおりである。支給繰上げにより支給される老齢厚生年金の額は、本来の老齢厚生年金の額から、その額に減額率（1,000分の4に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう）を乗じて得た額を、減額した額とされる。設問の者に支給する老齢厚生年金の額の計算に用いる減額率は、 $1,000分の4 \times 60月 = 24\%$ とされる。

C ○ (法44条の3第3項)

設問のとおりである。老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、当該申出のあった月の翌月から行われる。

D × (法44条の3第4項ほか)

設問のような規定はない。老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行った場合、経過的加算として老齢厚生年金に加算された部分も、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出に応じた増額の対象とされる。

E ○ (令2法附則8条)

設問のとおりである。当該改正後の規定は原則として、令和4年4月1日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない者について適用される。

〔問6〕 加給年金額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 障害等級1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、当該受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある子）があるときは、加給年金額が加算された額となる。
- B 昭和9年4月2日以後に生まれた障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者に支給される配偶者に係る加給年金額については、受給権者の生年月日に応じた特別加算が行われる。
- C 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の受給権者が、受給権を取得した以後に初めて婚姻し、新たに65歳未満の配偶者の生計を維持するようになった場合には、当該配偶者に係る加給年金額が加算される。
- D 報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の年金額には、加給年金額は加算されない。また、本来支給の老齢厚生年金の支給を繰り上げた場合でも、受給権者が65歳に達するまで加給年金額は加算されない。
- E 老齢厚生年金の加給年金額の対象となっている配偶者が、収入を増加させて、受給権者による生計維持の状態がやんだ場合であっても、当該老齢厚生年金の加給年金額は減額されない。

問6 正解D

A × (法50条の2)

障害基礎年金には子の加算額の規定があるが、障害厚生年金には子に係る加給年金額の規定はない。

B × (昭60法附則60条2項)

障害厚生年金の配偶者加給年金額には、特別加算はない。

C × (法44条1項)

老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る）の額は、受給権者が「その権利を取得した当時」その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る）があるときは、加給年金額を加算した額とするとされ、受給権を取得した以後に初めて婚姻し、新たに65歳未満の配偶者の生計を維持するようになった場合には、当該配偶者に係る加給年金額は加算されない。

D ○ (法附則9条)

設問のとおりである。報酬比例部分のみの60歳台前半の老齢厚生年金には、加給年金額は加算されない。

E × (法44条4項)

受給権者による生計維持の状態がやんだときに至った月の翌月から、年金額が減額改定される。

〔問7〕厚生年金保険法の適用事業所や被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、文中のX、Y、Zは、厚生年金保険法第12条第1号から第4号までに規定する適用除外者には該当しないものとする。

- A 常時40人の従業員を使用する地方公共団体において、1週間の所定労働時間が25時間、月の基本給が15万円で働く短時間労働者で、生徒又は学生ではないX（30歳）は、厚生年金保険の被保険者とはならない。
- B 代表者の他に従業員がいない法人事業所において、当該法人の経営への参画を内容とする経常的な労務を提供し、その対価として、社会通念上労務の内容にふさわしい報酬が経常的に支払われている代表者Y（50歳）は、厚生年金保険の被保険者となる。
- C 常時90人の従業員を使用する法人事業所において、1週間の所定労働時間が30時間、1か月間の所定労働日数が18日で雇用される学生Z（18歳）は、厚生年金保険の被保険者とならない。なお、Zと同一の事業所に使用される通常の労働者と同様の業務に従事する者の1週間の所定労働時間は40時間、1か月間の所定労働日数は24日である。
- D 厚生年金保険の強制適用事業所であった個人事業所において、常時使用する従業員が5人未満となった場合、任意適用の申請をしなければ、適用事業所ではなくなる。
- E 宿泊業を営み、常時10人の従業員を使用する個人事業所は、任意適用の申請をしなくとも、厚生年金保険の適用事業所となる。

問7 正解B

A × (法12条ほか)

4分の3基準を満たさない短時間労働者であったとしても以下の①～④全てを満たす場合には被保険者となる。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 1月当たりの報酬が、88,000円以上であること。
- ③ 学校教育法に規定する生徒・学生等でない
- ④ 特定適用事業所又は国若しくは地方公共団体の適用事業所に使用される者であること。

設問のXは、①～④のいずれの要件にも該当するため、被保険者となる。

B ○ (昭32.2.21保文発1515号ほか)

設問とおりである。設問の者は、厚生年金保険の被保険者となる。

C × (法12条ほか)

Zは、1週間の所定労働時間が30時間（同一の事業所に使用される通常の労働者で同様の業務に従事する者の1週間の所定労働時間の4分の3）、1か月間の所定労働日数が18日（同4分の3）であるため、たとえ、学生であっても、厚生年金保険の被保険者となる。

D × (法7条)

強制適用事業所（船舶を除く）が事業内容の変更又は従業員数の減少により強制適用事業所に該当しなくなったときは、その事業所について任意適用の認可があったものとみなされる。したがって、その事業所に使用されている者は引き続き被保険者の資格を有することとなる。

E × (法6条)

設問の宿泊業は非適用業種である。適用事業所以外の事業所が適用事業所となるには、当該事業所の事業主が、当該事業所に使用される者（適用除外に該当する者を除く。）の2分の1の同意を得て、厚生労働大臣に申請し、認可を受ける必要がある。

〔問8〕厚生年金保険法の在職老齢年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 在職老齢年金の支給停止額を計算する際に用いる総報酬月額相当額は、在職中に標準報酬月額や標準賞与額が変更されることがあっても、変更されない。
- B 在職老齢年金は、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額を超える場合、年金額の一部又は全部が支給停止される仕組みであるが、適用事業所に使用される70歳以上の者に対しては、この在職老齢年金の仕組みが適用されない。
- C 在職中の被保険者が65歳になり老齢基礎年金の受給権が発生した場合において、老齢基礎年金は在職老齢年金の支給停止額を計算する際に支給停止の対象とはならないが、経過的加算額については在職老齢年金の支給停止の対象となる。
- D 60歳以降も在職している被保険者が、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であって被保険者である場合で、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるときは、その間、60歳台前半の老齢厚生年金は全額支給停止となる。
- E 在職老齢年金について、支給停止額を計算する際に使用される支給停止調整額は、一定額ではなく、年度ごとに改定される場合がある。

問8 正解E

A × (法46条1項)

「総報酬月額相当額」とは、原則として老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額を12で除して得た額とを合算して得た額とされるため、在職中に標準報酬月額や標準賞与額が変更されることがあれば、変更される。

B × (法46条ほか)

現在は、70歳以上の者に対しても、この在職老齢年金の仕組みが適用される。

C × (法46条ほか)

経過的加算額は、在職老齢年金の支給停止の対象とならない。

D × (法附則11条の6)

例えば、受給権者の標準報酬月額が雇用保険のみなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の61に相当する額未満であるときは、当該受給権者の標準報酬月額に100分の6を乗じて得た額に相当する額が、60歳台前半の老齢厚生年金より支給停止となる規定はあるが、いずれも全額支給停止となるわけではない。

E ○ (法46条3項)

設問のとおりである。

[問9] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 1つの種別の厚生年金保険の被保険者期間のみを有する者の総報酬制導入後の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の計算では、総報酬制導入後の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た平均標準報酬額を用いる。
- B 65歳以上の老齢厚生年金受給者については、毎年基準日である7月1日において被保険者である場合、基準日の属する月前の被保険者であった期間をその計算の基礎として、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する在職定時改定が導入された。
- C 保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利については、「支払期月の翌月の初日」がいわゆる時効の起算点とされ、各起算点となる日から5年を経過したときに時効によって消滅する。
- D 2つの種別の厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行う場合、両種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の繰下げについて、申出は同時に行わなければならない。
- E 加給年金額が加算されている老齢厚生年金の受給者である夫について、その加算の対象となっている妻である配偶者が、老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上となり、退職し再就職はせずに、老齢厚生年金の支給を受けることができるようになった場合、老齢厚生年金の受給者である夫に加算されていた加給年金額は支給停止となる。

問9 正解B

A ○ (法43条1項)

設問のとおりである。報酬比例部分の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額の1,000分の5.481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とされる。

B × (法43条2項)

60歳前半の老齢厚生年金と異なり、65歳以上の在職者に支給される老齢厚生年金について、年金額を毎年1回定期に（基準日（「9月1日」）の属する月の翌月である10月から）改定するとされた。

C ○ (法92条1項)

設問のとおりである。なお、保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。

D ○ (法78条の28ほか)

設問のとおりである。また、2つの種別の厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、老齢厚生年金の支給繰上げの請求を行う場合、両種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の繰上げについて、請求は同時に行わなければならない。

E ○ (法46条6項)

設問のとおりである。

[問10] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 常時5人の従業員を使用する個人経営の美容業の事業所については、法人化した場合であっても適用事業所とはならず、当該法人化した事業所が適用事業所となるためには、厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受けなければならない。
- B 適用事業所に使用される70歳未満の者であって、2か月以内の期間を定めて臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除き、当該定めた期間を超えて使用されることを見込まれないものとする。）は、厚生年金保険法第12条第1号に規定する適用除外に該当せず、使用される当初から厚生年金保険の被保険者となる。
- C 被保険者であった45歳の夫が死亡した当時、当該夫により生計を維持していた子のいない38歳の妻は遺族厚生年金を受けることができる遺族となり中高齢寡婦加算も支給されるが、一方で、被保険者であった45歳の妻が死亡した当時、当該妻により生計を維持していた子のいない38歳の夫は遺族厚生年金を受けることができる遺族とはならない。
- D 障害等級2級の障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の例により計算した額となるが、被保険者期間については、障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎とし、計算の基礎となる月数が300に満たないときは、これを300とする。
- E 保険給付の受給権者が死亡し、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときにおいて、未支給の保険給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対しての支給は、全員に対してしたものとみなされる。

問10 正解E

A × (法6条1項)

法人であって常時従業員を使用するものは強制適用事業所となり、当該法人化した事業所が適用事業所となるためには、厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受けなければならないという規定はない。

B × (法12条)

2月以内の期間を定めて臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものは、当該定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除き、適用除外に該当し、厚生年金保険の被保険者とされない。なお、当該定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合は、そのときから被保険者となる。

C × (法59条、法62条)

被保険者であった45歳の夫が死亡した当時、当該夫により生計を維持していた子のいない38歳の妻は遺族厚生年金を受けることができる遺族となるが「中高齢寡婦加算は支給されない」。一方で、被保険者であった45歳の妻が死亡した当時、当該妻により生計を維持していた子のいない38歳の夫は遺族厚生年金を受けることができる遺族とならない。

D × (法51条)

被保険者期間については、障害認定日の属する「月」までの被保険者期間を基礎とし、計算の基礎となる月数が300に満たないときは、これを300とする。障害厚生年金の額については、受給権者が当該障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月後における被保険者であった期間は、その計算の基礎とされない。

E ○ (法37条5項)

設問のとおりである。なお、保険給付の受給権者が死亡した場合に、その受給権者に支給されるべき保険給付であって、まだ支給されていないもの（未支給の保険給付）がある場合、死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であって、受給権者の死亡

の当時その者と生計を同じくしていたもののうちの最先順位者が、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

国民年金法

〔問1〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 国民年金法第109条の2の2に規定する学生納付特例事務法人は、その教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例申請及び保険料の納付に関する事務を行うことができる。
- B 厚生労働大臣に対する国民年金原簿の訂正の請求に関し、第2号被保険者であった期間のうち国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者であった期間については、国民年金原簿の訂正の請求に関する規定は適用されない。
- C 第3号被保険者は、その配偶者である第1号厚生年金被保険者が転職したことによりその資格を喪失した後、引き続き第4号厚生年金被保険者の資格を取得したときは、当該事実があった日から14日以内に種別変更の届出を日本年金機構に対して行わなければならない。
- D 第1号被保険者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該第1号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者であっても、当該被保険者の氏名及び住所を変更したときは、当該事実があった日から14日以内に、届書を市町村長（特別区にあっては、区長とする。）に提出しなければならない。
- E 国民年金法施行規則第23条第1項の規定によると、老齢基礎年金の受給権者の所在が6か月以上明らかでないときは、受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならないとされている。

問1 正解B

A × (国民年金法 (以下問10まで「法」とする) 109条の2の2第1項)

学生納付特例事務法人は、当該被保険者に係る「保険料の納付に関する事務」は行うことができない。

B ○ (法附則7条の5)

設問のとおりである。第2号被保険者のうち、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者であるものに関する事項については、国民年金原簿への記録は必要とされていない。

C × (国民年金法施行規則 (以下問10まで「則」とする) 6条の3)

設問の場合、当該事実があった日から14日以内に「種別確認」の届出を行わなければならない。

D × (則7条、則8条)

第1号被保険者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により当該第1号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者である場合は、当該被保険者の氏名及び住所を変更したときでも届出の必要はない。

E × (則23条1項)

老齢基礎年金の受給権者の所在が「1か月」以上明らかでないときは、受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならないとされている。

〔問2〕国民年金法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 第1号被保険者及び第3号被保険者による資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更以外の届出の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処せられる。
- イ 日本年金機構の役員は、日本年金機構が滞納処分等を行うに当たり厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合においてその認可を受けなかったときは、20万円以下の過料に処せられる。
- ウ 世帯主が第1号被保険者に代わって第1号被保険者に係る資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更の届出の規定により届出をする場合において、虚偽の届出をした世帯主は、30万円以下の罰金に処せられる。
- エ 保険料その他の徴収金があった場合に国税徴収法第141条の規定による徴収職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は、30万円以下の罰金に処せられる。
- オ 基礎年金番号の利用制限等の違反者に対して行われた当該行為等の中止勧告に従うべきことの命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処せられる。

- A (アとイ) B (アとエ) C (イとウ)
 D (ウとオ) E (エとオ)

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとオを誤りとするDが正解となる。

問2 正解D

ア ○ (法114条)

設問のとおりである。偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、3年以下の懲役又は100円以下の罰金に処せられる。

イ ○ (法113条の4)

設問のとおりである。なお、日本年金機構は、滞納処分等実施規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

ウ × (法112条)

世帯主が第1号被保険者に代わって第1号被保険者に係る資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更の届出の規定により届出をする場合において、虚偽の届出をした世帯主は、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処せられる。

エ ○ (法113条の2第2号)

設問のとおりである。また、保険料その他の徴収金があった場合に国税徴収法の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたときも同様に、30万円以下の罰金に処せられる。

オ × (法111条の2)

基礎年金番号の利用制限等の違反者に対して行われた当該行為等の中止勧告に従うべきことの命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられる。

〔問3〕国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 付加年金が支給されている老齢基礎年金の受給者（65歳に達している者に限る。）が、老齢厚生年金を受給するときには、付加年金も支給される。
- B 第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間が25年以上あり、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けたことがない夫が死亡した場合において、死亡の当時当該夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続した妻が60歳未満であるときは、寡婦年金の受給権が発生する。
- C 脱退一時金の支給の請求に関し、最後に被保険者の資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた者は、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から起算して2年を経過するまでに、その支給を請求しなければならない。
- D 国民年金法第107条第2項に規定する障害基礎年金の加算の対象となっている子が、正当な理由がなくて、同項の規定による受診命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。
- E 老齢基礎年金と付加年金の受給権を有する者が障害基礎年金の受給権を取得し、障害基礎年金を受給することを選択したときは、付加年金は、障害基礎年金を受給する間、その支給が停止される。

問3 正解D

A ○ (法43条)

設問のとおりである。付加年金は、老齢厚生年金を受給できる場合でも、支給停止されない。

B ○ (法49条1項)

設問のとおりである。寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上である夫（保険料納付済期間又は第90条の3第1項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）が10年以上継続した65歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、この限りでない。

C ○ (法附則9条の3の2)

設問のとおりである。最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過しているときは、脱退一時金を請求することができない。

D × (法72条2項)

設問の場合は、「その額の全部又は一部につき、その支給を停止する」ことができる。

E ○ (法47条)

設問のとおりである。付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間支給を停止する。

〔問4〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険料半額免除期間（残りの半額の保険料は納付されているものとする。）については、当該期間の月数（480から保険料納付済期間の月数及び保険料4分の1免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の4分の1に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映される。
- B 20歳前傷病による障害基礎年金及び国民年金法第30条の2の規定による事後重症による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その間、その支給が停止される。
- C 厚生労働大臣に申し出て付加保険料を納付する者となった者が付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされる。
- D 遺族基礎年金の受給権を取得した夫が60歳未満であるときは、当該遺族基礎年金は、夫が60歳に達するまで、その支給が停止される。
- E 被保険者又は被保険者であった者からの国民年金原簿の訂正請求の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされている。

問4 正解E

A × (法27条4号)

保険料半額免除期間（残りの半額の保険料は納付されているものとする。）については、当該期間の月数（480から保険料納付済期間の月数及び保険料4分の1免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の「4分の3」に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映される。

B × (法36条、法36条の2ほか)

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その間、その支給が停止されるが、事後重症による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しないときは、その間、その支給が停止されるという規定はない。

C × (法87条の2)

設問のような規定はない。なお、付加保険料を納付する者となった者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料（既に納付されたもの及び前納されたものを除く）につき付加保険料を納付する者でなくなることができる。

D × (法37条ほか)

設問のような要件はない。一方、遺族厚生年金の遺族について、夫、父母、祖父母は55歳以上であることが要件とされる。

E ○ (法109条の4ほか)

設問のとおりである。なお、機構へ委任される権限に係る事務及び機構へ委任される事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に對してするものとされている。

〔問5〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が国民年金法第36条第1項（障害補償による支給停止）の規定により6年間その支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間、その者に対し同法第31条第1項（併合認定）の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。
- B 障害基礎年金の受給権者が、その権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、当該障害基礎年金に当該配偶者に係る加算額が加算される。
- C 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を合算した期間を23年有している者が、合算対象期間を3年有している場合、遺族基礎年金の支給要件の規定の適用については、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるもの」とみなされる。
- D 厚生労働大臣から滞納処分等その他の処分の権限を委任された財務大臣は、その委任された権限を国税庁長官に委任し、国税庁長官はその権限の全部を納付義務者の住所を管轄する税務署長に委任する。
- E 厚生年金保険の被保険者が19歳であって、その被扶養配偶者が18歳である場合において、その被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得するのは当該被保険者が20歳に達したときである。

問5 正解C

A × (法32条)

障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が、その受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法の規定による障害補償を受けることができることにより、6年間その支給を停止すべきものであるときは、その支給を停止すべき期間、その者に対して「従前の障害基礎年金が支給される」。

B × (法33条の2)

障害基礎年金においては、配偶者に係る加算の規定はない。

C ○ (法37条、法附則9条ほか)

設問のとおりである。遺族基礎年金の支給要件の1つとして、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある者が死亡したときとされており、設問の場合、遺族基礎年金の支給要件の規定の「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるもの」とみなされる。

D × (法109条の5)

厚生労働大臣から滞納処分等その他の処分の権限を委任された財務大臣は、その委任された権限を国税庁長官に委任し、国税庁長官はその権限の全部又は一部を納付義務者の住所地を管轄する「国税局長」に委任する。

E × (法7条、8条)

厚生年金保険の被保険者が19歳であって、その被扶養配偶者が18歳である場合において、その被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得するのは「当該被扶養配偶者」が20歳に達したときである。

〔問6〕国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 子の遺族基礎年金については、受給権発生後当該子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に障害等級に該当する障害の状態となり、以降当該子が20歳に達するまでの間障害の状態にあったときは、当該子が18歳に達する日以後の最初の3月31日を過ぎても20歳に達するまで遺族基礎年金を受給できる。なお、当該子は婚姻していないものとする。
- B 第3号被保険者の資格取得の届出を遅れて行ったときは、第3号被保険者の資格を満たしていたと認められた場合は該当した日にさかのぼって第3号被保険者の資格を取得することになるが、この場合において、保険料納付済期間に算入される期間は当該届出を行った日の属する月の前々月までの2年間である。ただし、届出の遅滞につきやむを得ない事由があると認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができ、その場合は当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。
- C 平成17年4月1日前に第3号被保険者であった者で、その者の第3号被保険者期間の未届期間については、その届出を遅滞したことについてやむを得ない事由があると認められない場合でも、厚生労働大臣に届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入する。
- D 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、当該年度における国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第52条の4第1項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の4分の1に相当する額を負担する。
- E 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が、日本国内に住所を有しなくなったときは、その日に任意加入被保険者資格を喪失する。

問6 正解E

A ○ (法37条の2第1項、法40条1項、3項)

設問のとおりである。遺族基礎年金は、子に対して支給する遺族基礎年金の障害等級に該当する障害の状態について、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時における障害の状態のみならず、当該子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に障害等級に該当する障害の状態に該当した場合においても、当該子が20歳に達するまで支給するものとされる。

B ○ (法附則7条の3)

設問のとおりである。なお、老齢基礎年金の受給権者が特例の届出を行い、当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から、年金額が改定される。

C ○ (法附則7条の3、平16法附則20条、21条)

設問のとおりである。平成17年4月1日前の期間については、届出の遅滞についてその事由を問わず特例の届出をすることができ、当該届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入される。

D ○ (昭60法附則34条)

設問のとおりである。なお、事務費の交付については、政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む）に対し、市町村長が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

E × (法附則5条7項)

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が、日本国内に住所を有しなくなったときは、「その日の翌日」に任意加入被保険者資格を喪失する。

〔問7〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 厚生年金保険の被保険者が、65歳に達し老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を取得したときは、引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有していても、国民年金の第2号被保険者の資格を喪失する。
- B 国民年金基金連合会は、その会員である基金の解散により当該解散した基金から徴収した当該基金の解散基金加入員に係る責任準備金に相当する額を、徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したときは、当該解散基金加入員に対して400円に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額の年金を支給する。
- C 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、受給権者の誕生日の属する月の末日までに、当該末日前1月以内に作成された障害基礎年金所得状況届等、国民年金法施行規則第31条第2項第12号ロからニまで及び同条第3項各号に掲げる書類を日本年金機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部が支給停止されている場合又は前年の所得に関する当該書類が提出されているときは、当該書類を提出する必要はない。
- D 被保険者が保険料を納付受託者に交付したときは、納付受託者は、厚生労働大臣に対して当該保険料の納付の責めに任ずるとともに、遅滞なく厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- E 寡婦年金は、受給権者が繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得した場合でも支給される。

問7 正解A

A ○（法9条）

設問のとおりである。設問の事由による資格喪失は、その日に国民年金の第2号被保険者の資格を喪失する。

B ×（法137条の19第3項）

国民年金基金連合会は、その会員である基金の解散により当該解散した基金から徴収した当該基金の解散基金加入員に係る責任準備金に相当する額を、徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したときは、当該解散基金加入員に対して「200円」に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額の年金を支給する。

C ×（則36条の5ほか）

20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日（「9月30日」）までに、指定日前1月以内に作成された障害基礎年金所得状況届等の書類を日本年金機構に提出しなければならない。なお、設問文ただし書きの場合に加え、「厚生労働大臣が国民年金法第108条第2項（資料の提供等）の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができる」とも設問の書類を提出する必要はない。

D ×（法92条の4）

被保険者が保険料を納付受託者に交付したときは、納付受託者は、「政府」に対して当該保険料の納付の責めに任ずるとともに、遅滞なく厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

E ×（法附則9条の2第5項）

寡婦年金の受給権は、受給権者が繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、消滅する。

〔問8〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 20歳未満の厚生年金保険の被保険者は国民年金の第2号被保険者となるが、当分の間、当該被保険者期間は保険料納付済期間として算入され、老齢基礎年金の額に反映される。
- B 国民年金法による保険料の納付を猶予された期間については、当該期間に係る保険料が追納されなければ老齢基礎年金の額には反映されないが、学生納付特例の期間については、保険料が追納されなくても、当該期間は老齢基礎年金の額に反映される。
- C 基礎年金拠出金の額の算定基礎となる第1号被保険者数は、保険料納付済期間、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を有する者の総数とされている。
- D 大学卒業後、23歳から民間企業に勤務し65歳までの合計42年間、第1号厚生年金被保険者としての被保険者期間を有する者（昭和32年4月10日生まれ）が65歳から受給できる老齢基礎年金の額は満額となる。なお、当該被保険者は、上記以外の被保険者期間を有していないものとする。
- E 第1号被保険者又は第3号被保険者が60歳に達したとき（第2号被保険者に該当するときは除く。）は、60歳に達した日に被保険者の資格を喪失する。また、第1号被保険者又は第3号被保険者が死亡したときは、死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

問8 正解E

A × (法5条1項、昭60法附則8条4項ほか)

老齢基礎年金における保険料納付済期間は、第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間とされ、20歳未満の厚生年金保険の被保険者は国民年金の第2号被保険者となるが、当該被保険者期間は保険料納付済期間として算入されず、老齢基礎年金の額に反映されない。

B × (法27条ほか)

納付猶予期間、学生納付特例期間は、どちらも、当該期間に係る保険料が追納されなければ老齢基礎年金の額には反映されない。

C × (国民年金法施行令(以下問10まで「令」とする)11条の3)

基礎年金拠出金の額の算定基礎となる第1号被保険者数は、「保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間」を有する者の総数とされる。

D × (法27条ほか)

第1号厚生年金被保険者としての被保険者期間に係る60歳以後の期間は、老齢基礎年金の規定の適用については、保険料納付済期間とされず、よって、設問の者は、老齢基礎年金における保険料納付済期間は37年とされ、40年に満たないため、65歳から受給できる老齢基礎年金の額は満額とならない。

E ○ (法9条)

設問のとおりである。第1号被保険者は、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき、及び、日本国内に住所を有しなくなった日に更に第2号被保険者又は第3号被保険者に該当するに至ったときも、その日に被保険者の資格を喪失する。

〔問9〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 老齢基礎年金のいわゆる振替加算が行われるのは、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者であるが、その額については、受給権者の老齢基礎年金の額に受給権者の生年月日に応じて政令で定められた率を乗じて得た額となる。
- B 第1号被保険者期間中に支払った付加保険料に係る納付済期間を60月有する者は、65歳で老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金とは別に、年額で、400円に60月を乗じて得た額の付加年金が支給される。
- C 死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだ支給していない年金がある場合に、未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲と同じである。
- D 第1号被保険者（産前産後期間の保険料免除及び保険料の一部免除を受ける者ではないものとする。）が、保険料の法定免除の要件に該当するに至ったときは、その要件に該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。
- E 国民年金基金が支給する年金は、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得した時点に限り、その者に支給が開始されるものでなければならない。

問9 正解D

A × (昭60法附則14条)

振替加算の額は、「224,700円に改定率を乗じて得た額」に老齢基礎年金の受給権者の生年月日に応じて政令で定める率(1.000~0.067)を乗じて得た額とされる。

B × (法44条)

第1号被保険者期間中に支払った付加保険料に係る納付済期間を60月有する者は、65歳で老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金とは別に、年額で、「200円」に60月を乗じて得た額の付加年金が支給される。

C × (法19条、法52条の3)

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとされ、未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとされ、両者の請求できる遺族の範囲は異なる。

D ○ (法89条)

設問のとおりである。なお、障害等級1級又は2級に該当したことがない障害厚生年金の受給権者は法定免除の対象にはならない。

E × (法129条1項)

基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならぬとされており、必ずしも老齢基礎年金の受給権を取得した時点に限り、その者に支給が開始されるというものではない。

[問10] 国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者である妻が死亡し、その夫が、1人の子と生計を同じくして、遺族基礎年金を受給している場合において、当該子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに、障害等級に該当する障害の状態にない場合は、夫の有する当該遺族基礎年金の受給権は消滅する。
- B 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である55歳の第1号被保険者が死亡したとき、当該死亡日の前日において、当該死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料が未納である月があった場合は、遺族基礎年金を受けることができる要件を満たす配偶者と子がいる場合であっても、遺族基礎年金は支給されない。
- C 障害基礎年金は、傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日である障害認定日において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに支給される（当該障害基礎年金に係る保険料納付要件は満たしているものとする。）が、初診日から起算して1年6か月を経過した日前にその傷病が治った場合は、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）を障害認定日とする。
- D 障害基礎年金の額は、受給権者によって生計を維持している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子があるときは、その子の数に応じた加算額が加算されるが、老齢基礎年金の額には、子の加算額が加算されない。
- E 第1号被保険者の保険料は、被保険者本人分のみならず、世帯主はその世帯に属する第1号被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負い、配偶者の一方は、第1号被保険者である他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

問10 正解B

A ○ (法40条)

設問のとおりである。設問の子が、18歳に達した日以後最初の3月31日が終了したとき（障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除く）は、配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は失権する。

B × (法37条ほか)

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者が死亡した場合において保険料納付要件は問われないため、遺族基礎年金を受けることができる要件を満たす配偶者と子がいる場合は、遺族基礎年金が支給される。

C ○ (法30条)

設問のとおりである。「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日）のことである。

D ○ (法27条、法33条の2)

設問のとおりである。老齢基礎年金においては、子の加算はない。

E ○ (法88条)

設問のとおりである。また、厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。